

世田谷区情報化推進計画

計画編（素案）

(平成 26 年度 ~ 平成 35 年度)

内容調整中 (130812 時点版)

平成 26 年 3 月

世田谷区

目次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画の枠組み	2
1-1 計画の目的	2
1-2 計画の位置付け	2
1-3 情報化推進計画の全体構成	3
1-4 計画の推進と実施	4
2 国の政策動向	5
2-1 国のＩＣＴ戦略の歩み	5
2-2 電子自治体の推進と地域活性化	6
第2章 情報化方針及び情報化政策	9
1 情報化方針	10
2 情報化政策	12
2-1 【情報化政策1】区民の力を活かす情報化	13
2-2 【情報化政策2】行政経営を支援する情報化	15
2-3 【情報化政策3】情報化基盤の強化	17
第3章 新たな技術・サービス等への対応	19
1 クラウド・コンピューティング	20
2 仮想化技術	22
3 業務継続性の確保	24
4 オープンデータ(オープンガバメント)	26
5 社会保障・税に関わる番号制度	28
6 省エネルギー化	30
参考資料	33
1 「世田谷区情報化推進計画(平成24年度～25年度)」の実施状況	34
2 区の情報システムの特徴	35
3 区が保有する情報システム	37
4 用語解説	39

本文中に*印があるものについては、巻末に用語解説があります。

第1章 計画の趣旨

本章では、計画の枠組みや位置付け等を明確にした上で、計画策定時における国のICT＊戦略や電子自治体政策の動向等を整理するとともに、計画の期間及び構成等を示します。

1 計画の枠組み

本計画の目的、位置付け、構成、及び本計画の推進と実施に係る役割分担を記載します。

1-1 計画の目的

情報化推進計画は、区の更なる情報化の進展を目指し、区の情報化に係る政策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、世田谷区最高情報統括責任者(CIO*)が策定したものです。

また、情報化推進計画は、情報システムの管理及び運営並びに情報セキュリティの確保について定めた「世田谷区電子計算組織の運営に関する規則」に基づき策定され、区全体としての情報化推進の方向性及び情報化に係る政策を示します。

なお、情報化に係る具体的な取組みについては、世田谷区基本計画の進行等に合わせて全庁的な調整を図りつつ、本計画の実施編(別冊)に基づき推進するものとします。

1-2 計画の位置付け

本計画は、2012年(平成24年)3月に区が策定した「世田谷区情報化推進計画(平成24年度～25年度)」の後継計画です。区の政策体系においては、各行政分野の個別の計画を総合的に調整する指針の役割を果たす「世田谷区基本計画」に基づく個別計画として位置付けられます。

また、本計画は、2007年(平成19年)3月に総務省が策定した「新電子自治体推進指針*」において、各自治体で作成することが求められている「電子自治体推進計画」に対応する計画です。

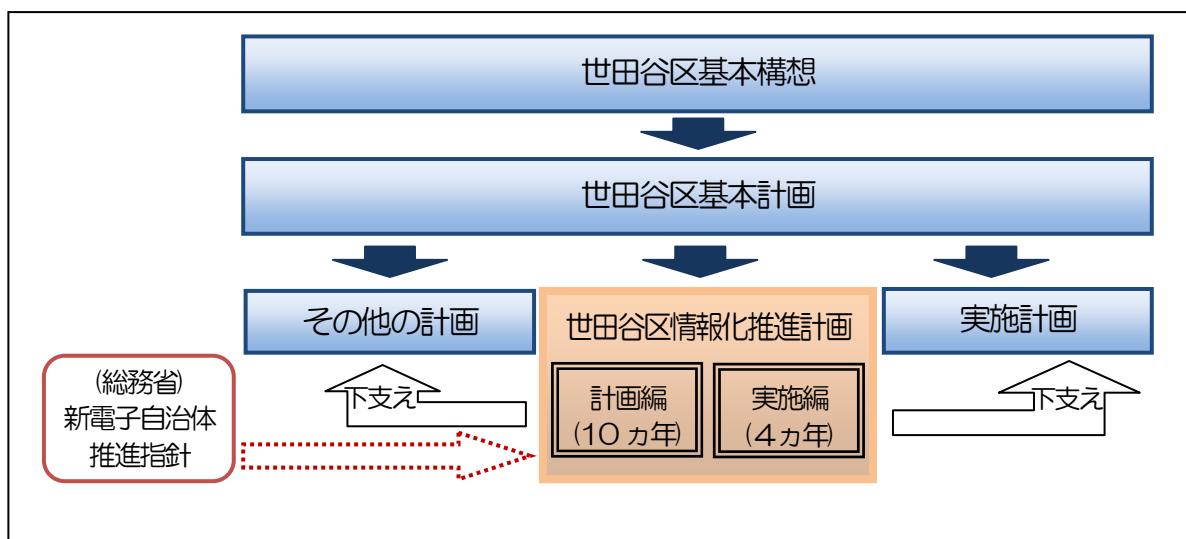


図1 区の政策体系における情報化推進計画の位置付け

1-3 情報化推進計画の全体構成

平成26年度以降の情報化推進計画は、急速に進化するICT技術及びサービスにより的確に対応するため、全体の構成を整理し、「計画編」(10ヵ年計画)と「実施編」(4年毎に更新)の分冊構成としました。計画編(本計画)では情報化の中長期的な方向性を示し、実施編では計画編に基づく短期の情報化計画事業の内容を記載しています。

表1 計画編と実施編の構成及び主な内容

編	章構成	主な記載内容
計画編 (10ヵ年の 中長期計画)	第1章 計画の趣旨	計画の枠組みや位置付け等を明確にした上で、計画策定時における国のICT戦略や電子自治体政策の動向等を整理するとともに、計画の期間及び構成等を示します。
	第2章 計画の内容	区の情報化及びその推進の基本的な方向性を定めた情報化方針及び、情報化方針に基づく情報化の政策的な取組み内容を定めた情報化政策等を示します。
	第3章 新たな技術・サービス等への対応	区の情報化に影響を与える可能性が高く、中長期的視点で動向を把握する技術やサービスについて、今後の展望とあわせて示します。
実施編 (4年更新の 短期計画)	第1章 計画の趣旨	実施編の計画期間、計画の推進や計画の見直し等の運用上の要点を示します。
	第2章 情報化計画事業	計画編に基づいて定めた「短期の情報化計画事業」の体系と、個々の情報化計画事業の計画内容等について示します。

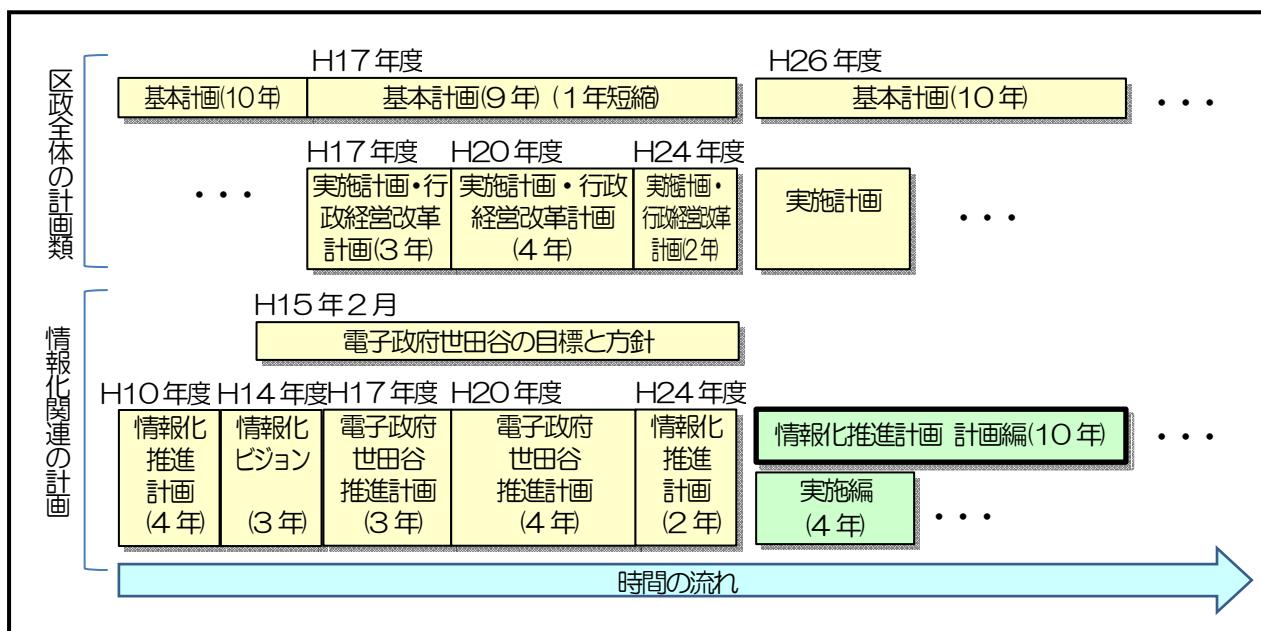


図2 情報化推進計画等の計画期間

1-4 計画の推進と実施

本計画における推進体制及び役割は、以下のとおりです。

表2 区における情報化推進体制及び役割

役割	役職	主な職責
最高情報統括責任者	政策経営部を担任する副区長	<ul style="list-style-type: none"> ・区の情報化に係る施策を総合的に管理 ・電子計算組織の適正な管理及び効率的な運営並びに情報セキュリティの確保について統括 ・情報化推進計画の策定
統括情報化責任者	政策経営部長	<ul style="list-style-type: none"> ・最高情報統括責任者の補佐 ・情報化推進計画の推進
情報化責任者	各部長	<ul style="list-style-type: none"> ・部の情報化計画事業(情報化推進計画に基づき実施する事業をいう。以下同じ。)の統括及び進捗管理
情報化基盤管理者	情報政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・統括情報化責任者の補佐 ・情報化計画事業の実施及び実施支援
情報システム管理者	各情報システム所管課課長	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムを利用する部署における適正な管理及び効率的な運営並びに情報セキュリティの確保 ・情報システムの情報化計画事業の実施及び進捗管理
情報化管理者	各課長	<ul style="list-style-type: none"> ・課における電子計算組織の適正な管理及び効率的な運営並びに情報セキュリティの確保 ・課の情報化計画事業の実施及び進捗管理

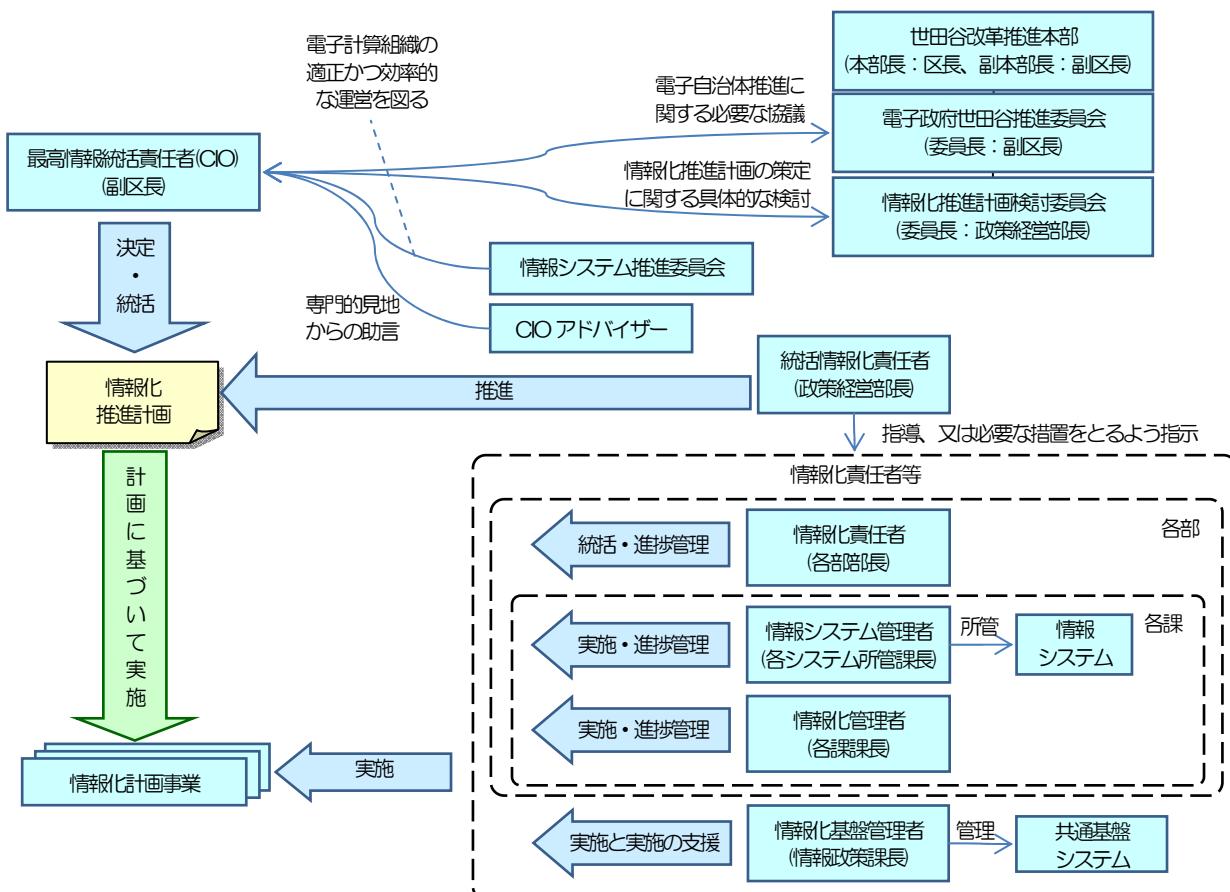


図3 情報化推進計画に関する役割分担図

2 国の政策動向

本計画の策定時における国の政策動向を以下に記載します。

2-1 国のICT戦略の歩み

国は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的に、2001年(平成13年)1月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(以下、「IT基本法」という。)」を施行し、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)を設置しました。我が国では、このIT基本法に基づきICT戦略が策定され、地方公共団体における電子自治体の推進が図られています。

国のICT戦略においては、2001年(平成13年)1月に「e-Japan戦略」、2003年(平成15年)7月に「e-Japan戦略Ⅱ」、2006年(平成18年)1月に「IT新改革戦略」を策定し、IT改革の実現に向けてIT政策ロードマップとアクションプランが示されました。しかし、世界的な金融危機に伴う我が国の経済の失速、クラウド・コンピューティング*といった新技术の登場など、戦略を取り巻く状況に変化が生じたため、2009年(平成21年)7月に「i-Japan戦略2015」を新たに策定し、国民主役の「デジタル安心・活力社会」の実現を目指すものとされました。

我が国のIT戦略と電子自治体の展開

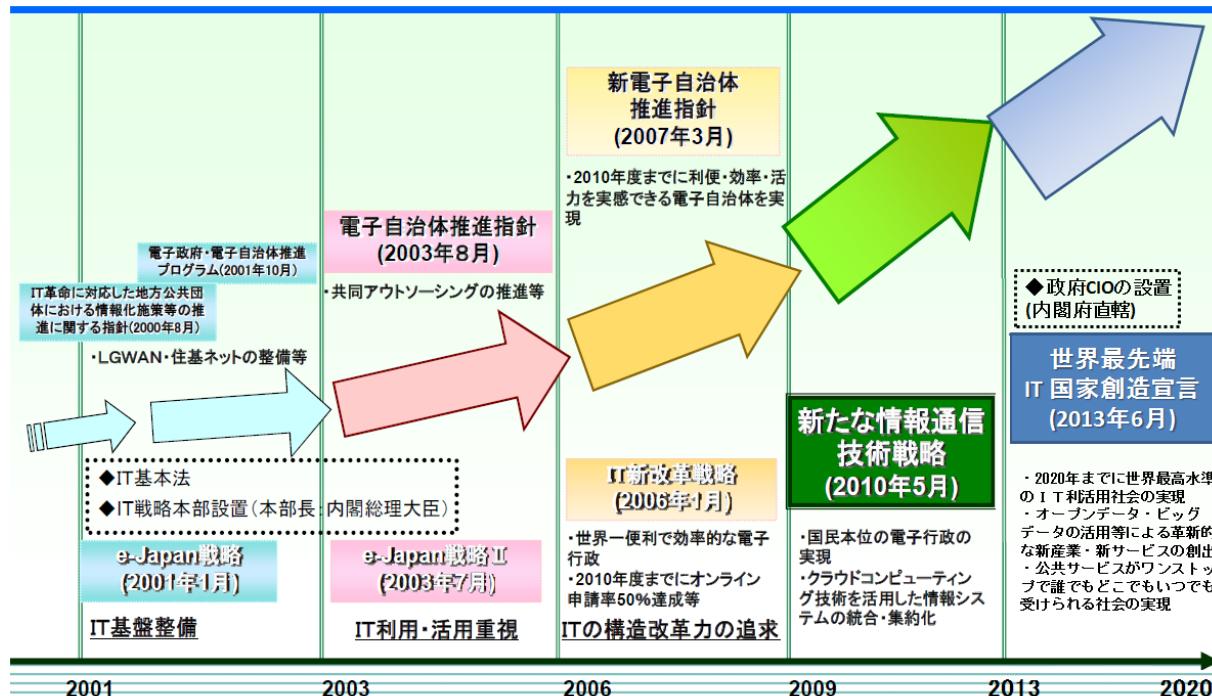


図4 我が国のICT戦略と電子自治体の展開

(出典：総務省「地方自治情報管理概要(平成24年3月)」を基に作成)

2012年(平成24年)7月「電子行政オープンデータ戦略」が公表され、「公共データは国民共有の財産であるという認識の下、公共データの活用を促進するための取組に速やかに着手し、それを広く展開することにより、国民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、我が国社会経済全体の発

展に寄与する」という認識から、オープンガバメントの推進の基本原則が示されました。

2013年(平成25年)5月には、政府のIT投資が各府省で個別に行われてきたことによる連携不足や無駄の解消、国民の利便性を向上させる体制の構築等を目的として、内閣府に内閣情報通信政策監(政府CIO)が設置されました。政府CIOは、政府全体のIT政策及び電子行政推進の司令塔として、内閣官房副長官に次ぐ位置づけ(各府省の事務次官より上位)となっており、政府CIOの下、政府全体のシステム最適化の進展が期待されています。

2013年(平成25年)6月には、IT戦略本部が策定した新IT戦略「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定されました。新IT戦略では、2020年までに「世界最高水準のIT利活用社会の実現」を目標に、オープンデータ・ビッグデータ*の活用の推進をはじめとした「革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現」、「健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会」、「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会」を実現するための取組みが示されました。

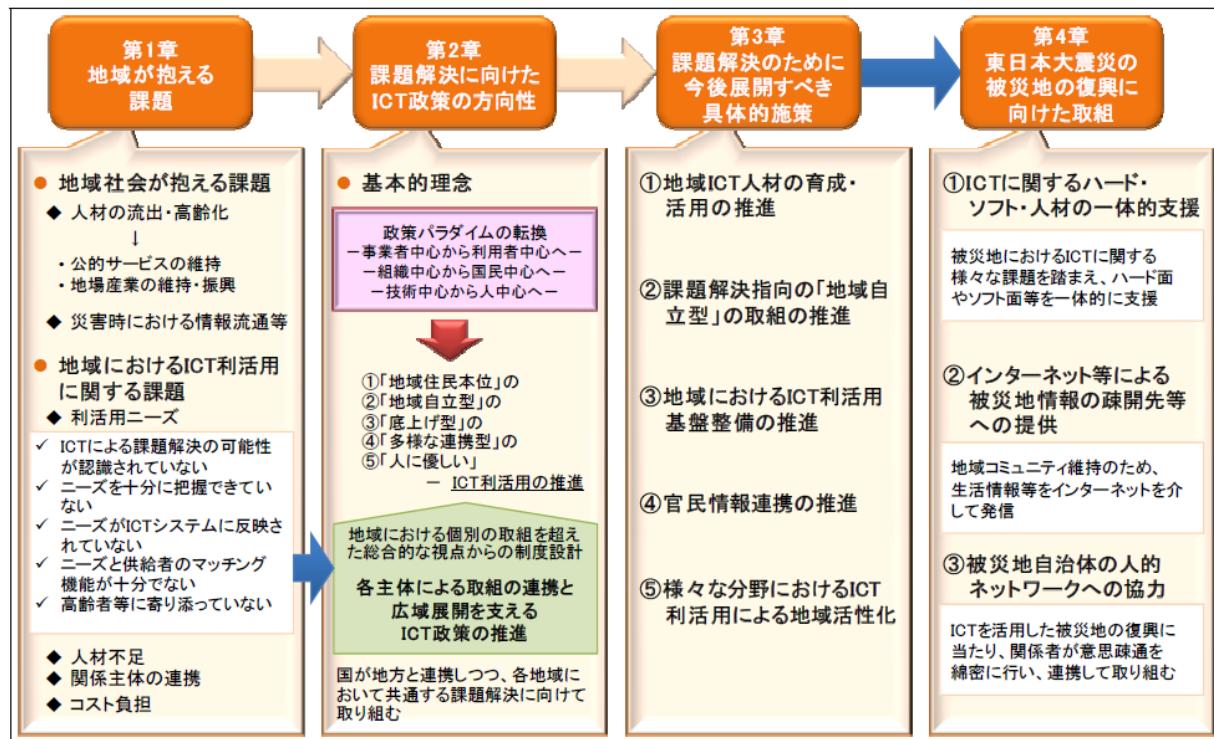
2-2 電子自治体の推進と地域活性化

総務省は、2003年(平成15年)8月に策定した「電子自治体推進指針」に続いて、2007年(平成19年)3月に「新電子自治体推進指針」を策定し、「2010年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現」という目標を掲げました。

同指針においては、重点的な取組事項として、「行政サービスの高度化」、「行政の簡素化・効率化」、「地域の課題解決」が、共通的な推進事項として「電子自治体の推進体制の強化」、「共同化・標準化の一層の推進」、「新しい技術・モデルの活用」、「情報セキュリティ対策の強化」が示されました。中でも、「電子自治体の推進体制の強化」においては、「電子自治体のITガバナンスの強化」や「電子自治体の中核を担う人材の育成」等、単に情報技術の利活用ではなく、人的な取組みが求められています。

2010年(平成22年)7月には、総務省に「自治体クラウド推進本部」が設置され、自治体クラウド*実証実験等の成果を受けて、2011年(平成23年)には「自治体クラウド推進本部有識者懇談会」からとりまとめが公表されました。また、自治体クラウドへの取組みを支援するために特別交付税による地方財政措置も創設されて、自治体クラウドの推進が強化されました。

さらに、同省ではICTによる地域活性化の在り方の検討を目的として、2011年(平成23年)1月より「ICT地域活性化懇談会」を開催し、同年7月に提言を取りまとめました。提言においては、「地域ICT人材の育成・活用の推進」、「課題解決指向の「地域自立型」の取組の推進」等、5つの具体的施策が示されたほか、東日本大震災の被災地復興に向けた取組み等についても言及されました。また、同省では、地域情報化の推進に関する研究会、「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」、「地方公共団体の職場における能率向上に関する研究会」、「ICTを活用した街づくりとグローバル展開に関する懇談会」、「スマートフォン*・クラウドセキュリティ研究会」等、様々なテーマに関する会議体を設置し、検討を継続しています。



出典：総務省「ICT 地域活性化懇談会 提言（概要）平成 23 年 7 月」を基に作成

図5 ICT 地域活性化懇談会の提言の全体構成

2012年(平成24年)7月に公開された「ICTを活用した街づくりとグローバル展開に関する懇談会報告書～「ICTスマートタウン」の実現に向けて～」によると、今後のICTを活用した新たな街づくりの目指すべき姿として、「平時のICT利活用と緊急時、災害時における防災、減災機能の発揮」、「共通ID等によるリアルタイムデータや行政保有データ等のビッグデータの利活用」、「ICTインフラ基盤やインタフェースの確保による住民参加」、「将来的な発展性や拡張性の確保」、「明確な街づくり戦略の下での民産学公官の連携体制」等が掲げられています。



図6 「ICTスマートタウン」の概要(総務省)

第2章 情報化方針及び情報化政策

本章では、情報化方針及び、情報化政策の内容を示します。

1 情報化方針

区の情報化の方向性を示すものとして、情報化方針を以下のとおり定めます。

基本構想が掲げる区のビジョン等を見据え、情報通信技術(ICT)を効果的に活用して区政の活性化を促すとともに、多様な主体(区・区民・各種団体等)によるつながりが広がるまちづくりを支えます。

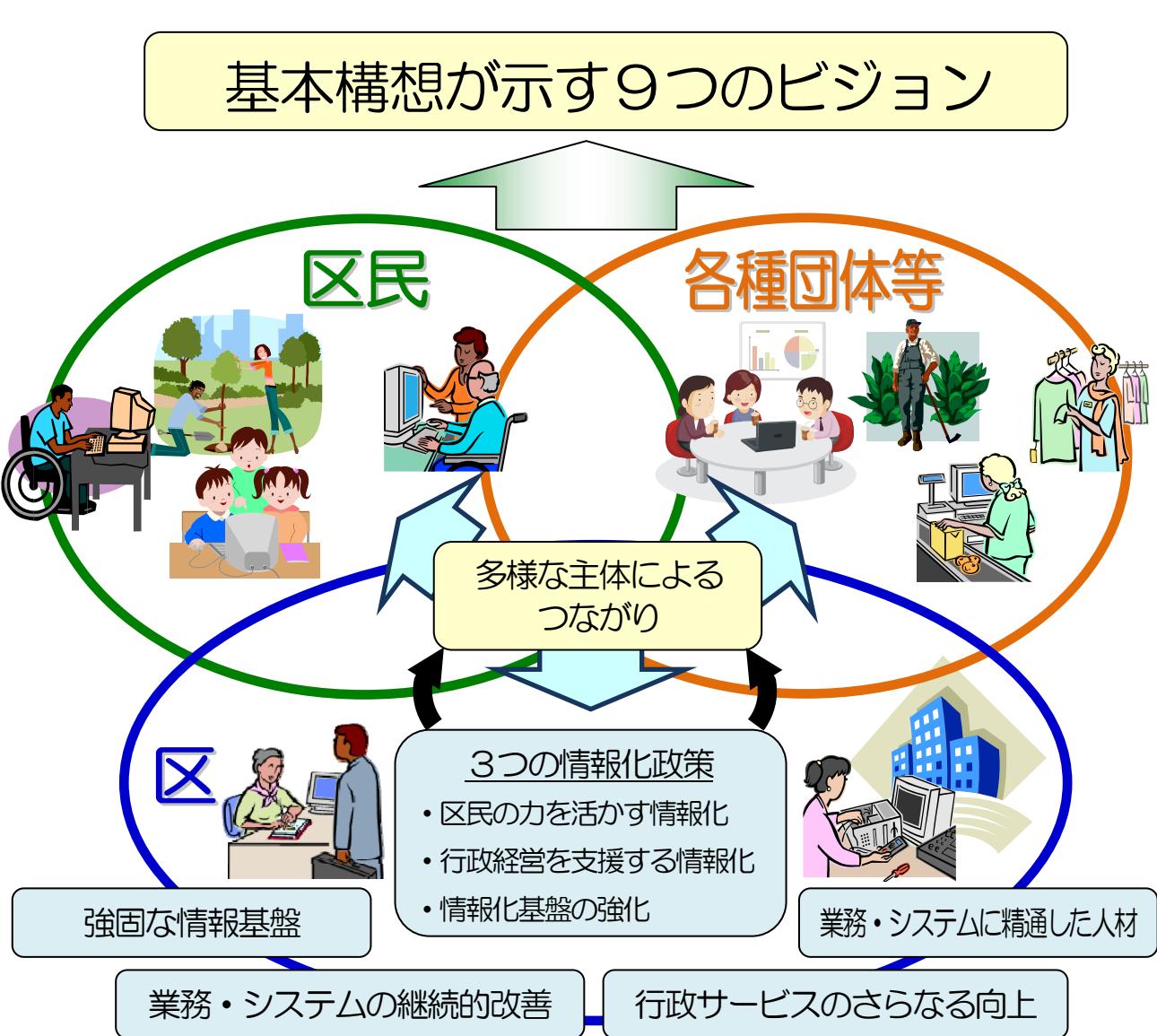


図7 情報化方針のイメージ

上記情報化方針を導き出した背景を、以下に示します。

(1) 情報化を取り巻く背景

区では、情報化を通して行政情報を体系的に管理し、庁内ネットワークを活用して情報共有を進めることにより、窓口業務を始めとした様々な事務処理を正確かつ迅速に行うことができるようになりました。また、公共施設の利用申し込みや図書館の蔵書予約など、インターネットを利用した行政サービスも多くの区民に利用されるようになっています。

また、個人や組織がインターネットを利用して、時間や場所の制約を越えて地域社会の情報に触れ、また自由に情報を発信する機会が飛躍的に拡大するなど、ICTは区民の日常生活に深く溶け込み、いまや重要なライフラインの一つとなっています。

(2) 情報化の目指すところ

区政運営において、今後も職員がICTを効果的に活用することで、行政事務の効率化や高度化による行政サービスの利便性向上をより一層進める必要があります。

また、ホームページやソーシャルメディア*をはじめ、多様なコミュニケーションツールを活用して区民への情報公開を促進するとともに、区政への参加機会を拡充することで、更なる区政の活性化や区・区民・各種団体(町会・自治会・NPO・事業者等)等の多様な主体によるつながりが広がっていくことも期待されます。

以上を踏まえ、区は、今後も重要な政策実現手段の一つとして区全体で情報化を推進し、基本構想が掲げる区のビジョン等(基本計画、実施計画、分野別計画等を含む)の実現を目指します。

2 情報化政策

本計画では、情報化方針に基づき、区のビジョン等の実現に向けて総合的かつ計画的に取り組むため、3つの情報化政策を定めます。

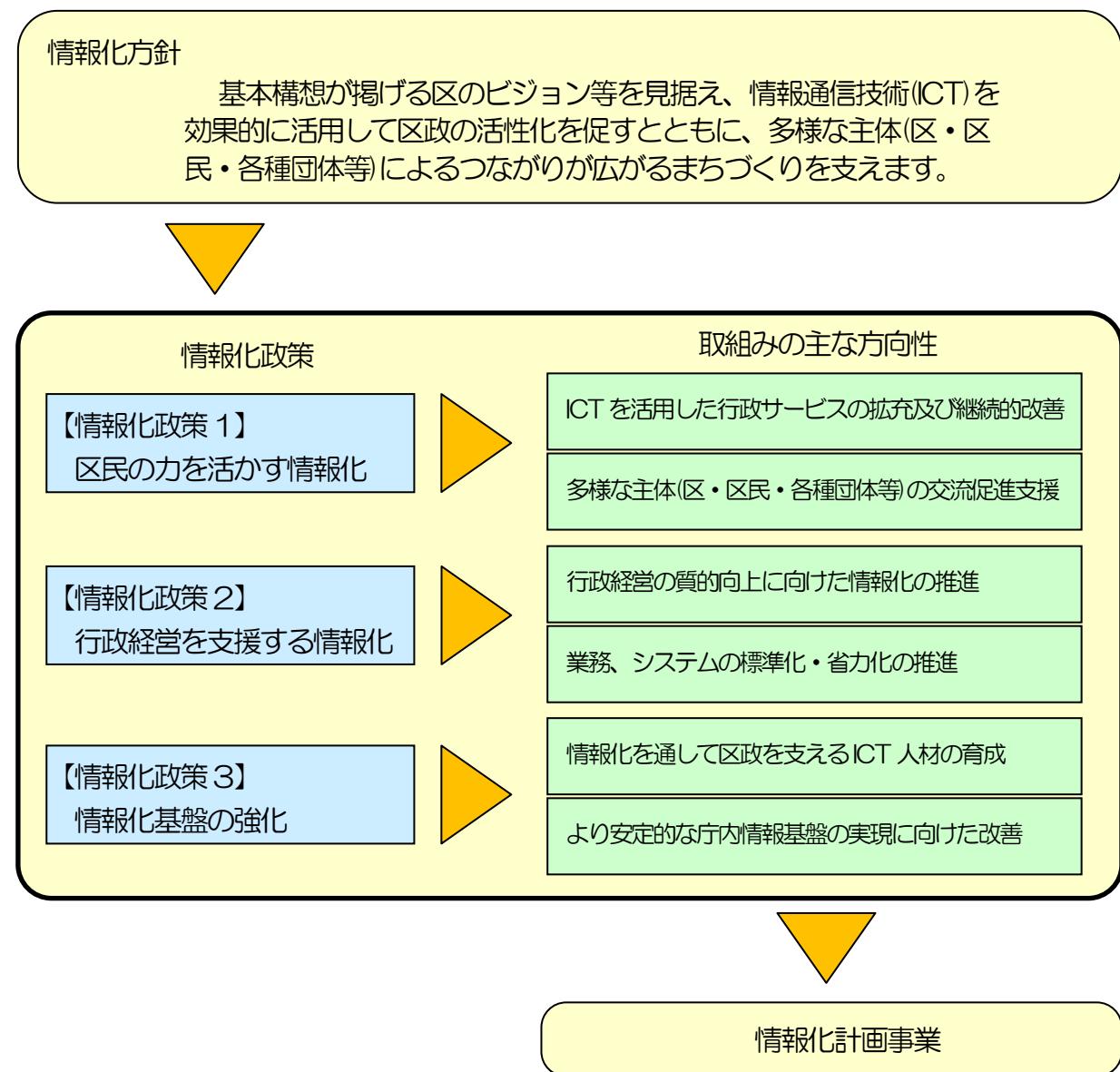


図8 区の情報化政策

2-1 【情報化政策1】区民の力を活かす情報化

本計画では、情報化政策の一つとして、「区民の力を活かす情報化」を掲げます。

2-1-1 情報化政策の趣旨等

(1) 情報化政策の定義

本情報化政策の定義は、以下のとおりとします。

区民の立場に立ち、区民にとって利便性の高い行政サービスを提供し、区民参加の機会が広がる情報化を推進します。

(2) 情報化政策として掲げた趣旨

区民の福祉増進や区民主体の住民自治の確立には、区民と行政が一体となった取組みが重要となります。区民が主体的に行政にかかわり、地域とのつながりをさらに深めていくことで、区と区民のつながりが一層進展し、強固な住民自治のもと、多くの課題を克服できると考えます。

そのためには、各種行政サービスでのICT利活用による利便性の向上はもとより、区民がこれまで以上に区政や地域の課題等への認識を深め、課題解決に向けた活動ができるよう、区をはじめ公の機関・組織が持つ情報の効果的な公開や行政と区民とのコミュニケーションの促進において、ICTの利活用が期待されます。

そこで、区民に役立つ情報化や区民とのつながりの進展に向けた取組みを推進するため、「区民の力を活かす情報化」を情報化政策として掲げました。

(3) 情報化政策により目指す将来像

本情報化政策を進めることにより、以下のような将来像を目指すものとします。

- 届出や申請等の手続きの一部が、庁舎へ出向くことなく、自宅や事業所あるいは出先等の情報端末等から行えるようになります。
- 区政に関する情報や地域の情報が、印刷物としてだけでなく、個人の情報端末等で入手でき、利用者の目的に合った情報への加工が容易に行えるようになります。
- 多様な主体(区・区民・各種団体等)のコミュニケーションが促進され、多様な主体の区政参画を通してつながりを深める機会が増えるようになります。
- 人と人とがつながる機会や、人と地域がつながる機会が増えることで、地域の活性化や地域の魅力アップが促進されるようになります。

2-1-2 主な取組みの方向性

(1) ICT を活用した行政サービスの拡充及び継続的改善

これまでの情報化の取組みの成果を礎として、ICT を活用した行政サービスの拡充や改善を継続的に実施していきます。

- ・ 行政サービスの利便性を向上させるために、電子申請や電子調達の対象範囲の拡大や納付方法の多様化等及び社会保障・税に関わる番号制度を前提に手続きの簡素化を進めるなど、電子自治体のさらなる拡充を図ります。
- ・ 欲しいときに欲しい情報が得られる重要な媒体として区ホームページの充実を進めるとともに、区民の視点に立ち、積極的に情報公開していくという基本的な姿勢を前進させ、さらなるオープンガバメントの推進を図ります。
- ・ 生涯学習や学校教育の充実に向け、郷土に関する情報や資料を誰もが容易に利活用できるようにするとともに、ICT を効果的に活用して区政情報センター・コーナーや図書館サービスの充実を図ります。
- ・ 安全で安心な区民生活を支えるため、ICT を効果的に活用して防災・災害対策の強化を図ります。

(2) 多様な主体（区・区民・各種団体等）の交流促進支援

ICT を効果的に活用し、区・区民・各種団体等のさらなる交流促進及び交流支援に取り組んでいきます。

- ・ 多様な主体による地域コミュニティの活性化及び区民活動の支援に向けて、ソーシャルネットワークサービス等の活用も視野に入れ、便利で安心なコミュニケーションの場づくりに向けた研究及び実践に努めます。
- ・ ユニバーサルデザインの考え方に基づき、区民利用システムの利便性向上や、わかりやすい情報発信に努めます。
- ・ ICT を活用した障害者への情報提供の充実及び自立と社会参加のサポートを継続していきます。
- ・ ICT を活用した地域課題の解決や産業振興の促進等に向け、区が保有する各種情報のオープンデータ化の促進や、安全安心なまちづくり、防災情報共有といった多様な分野でのICT の高度利用について、継続して調査・研究に取り組みます。

2-2 【情報化政策2】行政経営を支援する情報化

本計画では、情報化政策の一つとして、「行政経営を支援する情報化」を掲げます。

2-2-1 情報化政策の趣旨等

(1) 情報化政策の定義

本情報化政策の定義は、以下のとおりとします。

情報共有やコミュニケーションの活性化を通して、行政経営を支援する情報化を推進します。

(2) 情報化政策として掲げた趣旨

区民サービスの向上を図るためにには、限られた資源を有効に利用しつつ、最大限の効果をもたらすよう、スピード感を持って取り組んでいくことが行政に求められます。そのためには、事業の目的や目標を職員が共有し、業務の評価、見直しを繰り返し、サービスの効果を引き上げていくことが必要です。

このような観点から、「行政経営を支援する情報化」を情報化政策として掲げました。

(3) 情報化政策により目指す将来像

本情報化政策を進めることにより、以下のような将来像を目指すものとします。

- ・情報化の目的と戦略を適切に設定することにより、区のビジョン等の実現に向けた施策にICTがさらに効果的に組み込まれ、行政サービスのさらなる質的向上が実現しています。
- ・行政事務における事務負担が大きく軽減されることにより、職員は、区民サービス向上に直結する業務にさらに集中できるようになっています。
- ・書面等の電子化(データ化)を進展させることにより、行政内部及び外部との情報共有やコミュニケーションが活性化され、事務処理全体の効率化・高度化が進んでいます。
- ・情報システム運用のスリム化が進み、維持管理に要する人的・コスト的な負荷が軽減することで、ICTを活用した行政課題の解決に向けた情報政策課の提案力が向上するとともに、これまで以上に戦略的なICT投資が可能となっています。

2-2-2 主な取組みの方向性

(1) 行政経営の質的向上に向けた情報化の推進

行政経営の質的向上を支援するため、以下のような取組みを推進していきます。

- ・ 庁内だけでなく府外での様々な場面を想定し、モバイル端末や外部サービス等を効果的に活用して業務改善を進めます。
- ・ 事務の効率化に向け、紙文書の電子化をさらに推進するとともに、業務上のノウハウの蓄積と活用を促進し、組織の縦軸（過去～未来）と横軸（組織内）を効果的につなぐナレッジ基盤の整備を進めます。
- ・ オンライン会議の導入を検討し、各種会議体や職員コミュニケーションの効率化を図ります。
- ・ 国や事業者等が公開する多種多様な情報を区別して効果的に活用することで、さらに効果的な施策の立案、実施を図ります。

(2) 業務、システムの標準化・省力化の推進

業務、システムの標準化・省力化に向け、以下のような取組みを推進していきます。

- ・ 職員等が利用する様々なICTツールをさらに利用しやすいものとするために、府内コミュニケーションツールの機能や操作性の継続的な改善を進めます。
- ・ 情報端末や入出力機器（プリンター、コピー、FAX、スキャナ等）の統廃合等を含め、オフィス内の省スペース化・省電力化を図るとともに、管理や保守の省力化を図ります。
- ・ 新たな技術やサービスを活用して段階的に情報システム運用のスリム化を進めることにより、行政運営の持続可能性を保ちつつ、更なるコスト低減を図ります。
- ・ 各所管課の課題解決をICTの側面からより高度に支援するため、情報政策課のコンシェルジュ＊機能を強化します。
- ・ 法改正や制度改正等に対応して、関連する情報システムの改修・改良を効率的かつ効果的に行っていきます。

2-3 【情報化政策3】情報化基盤の強化

本計画では、情報化政策の一つとして、「情報化基盤の強化」を掲げます。

2-3-1 情報化政策の趣旨等

(1) 情報化政策の定義

本情報化政策の定義は、以下のとおりとします。

府内情報基盤のさらなる整備や人材育成を通して、情報化基盤を強化するとともに、業務継続を強化します。

(2) 情報化政策として掲げた趣旨

区は、これまで、自営線光ファイバー網による府内ネットワークや、グループウェア＊、ファイルサーバなど、情報セキュリティに配慮した共通基盤システムの整備に取り組んできました。また、近年のICTの進化に伴い、平成26年1月からは業務継続性の向上等の観点から基幹システムを高信頼性の外部データセンターに移行するなど、外部サービスを効果的に取り入れた基盤整備を進めています。

一方で、ICTの高度化や複雑化に伴い、情報システムのライフサイクル全般を継続的に支える人材の育成や、ノウハウの継承等が課題となっています。

以上を踏まえ、物理的基盤、人的基盤双方の総合的強化という観点から、「情報化基盤の強化」を情報化政策として掲げました。

(3) 情報化政策により目指す将来像

本情報化政策を進めることにより、以下のような将来像を目指すものとします。

- ・ 府内情報基盤の整備に当たり、時代に即した最も投資対効果の適切な技術や実現方法を選択することで、信頼性や拡張性がさらに向上するとともに、運用負荷は軽減しています。
- ・ 問題解決能力や業務調整能力を兼ね備えたICT人材を育成することにより、職員の主体的な取組みによる業務改善やシステム改善が進み、区民サービスのさらなる向上が実現しています。

2-3-2 主な取組みの方向性

(1) より安定的な庁内情報基盤の実現に向けた改善

情報化基盤の強化に向けては、日々技術的に陳腐化し老朽化していく区の庁内情報基盤を、より安定的なものに維持・改善していく必要があります。そのために、以下のような取組みを推進していきます。

- ・ ICT 基盤管理部門における業務継続計画（ICT-BCP＊）に基づく取組みを継続するとともに、仮想化環境の拡充による運用性・耐障害性の向上を図るなど、情報システムの信頼性強化をさらに推進していきます。
- ・ 機器リース期間の満了やサポート終了等のタイミングに合わせ、仮想化環境への集約や外部サービスのさらなる活用を視野に入れたシステム構成の最適化を図ります。
- ・ ネットワーク回線について、安全性を担保しつつ、より高速かつ経済的な回線への移行を検討します。
- ・ 区の情報セキュリティポリシーに基づき、人的、技術的、物理的対策を効果的に組み合わせた総合的な情報セキュリティ対策の充実を図ります。
- ・ 区のビジョン等の実現に向け、情報化政策を効果的に推進するため、ICT ガバナンス＊のさらなる強化を図ります。

(2) 情報化政策を支える ICT 人材の育成

情報化推進の要となる人材育成に向け、以下のような取組みを推進していきます。

- ・ ICT 人材育成指針等に基づき、各職場のニーズに即した ICT 研修の充実を図ります。
- ・ 情報政策課については、区全体の情報化政策の企画立案及び推進支援を担う人材と、共通基盤の適正な管理と運営を担う人材を重点的に育成します。
- ・ 各所管課については、区民サービス向上や業務改善に向けた課題を的確に把握し、ICT を的確に活用して課題を解決できる人材の育成を図ります。
- ・ 職員が持つ情報システム関連の経験やノウハウを、必要な部門・職員間で蓄積、共有、継承していくよう、ナレッジ共有基盤をさらに強化していきます。

第3章 新たな技術・サービス等への対応

本章では、区の情報化に影響を与える可能性が高く、中長期的視点で動向を把握する技術やサービスについて、今後の展望とあわせて示します。

1 クラウド・コンピューティング

従来、ソフトウェアやシステムを利用する際は、ソフトウェアを購入するか独自にシステムを構築することがほとんどでした。しかし近年では、通信サービスのブロードバンド化やICT技術の進歩に伴い、ソフトウェアやシステムを保有せずにインターネット経由で事業者から提供されるサービスを利用する「クラウド・コンピューティング」の普及が進んでいます。

クラウド・コンピューティングによるサービスは、事業者が構築したデータセンターから、インターネット回線や、よりセキュリティを確保した専用ネットワーク回線等を経由して提供されています。

(1) 現状分析

ソフトウェアやハードウェアの購入や維持管理等の負担が軽減される等、クラウド・コンピューティングの活用によるメリットが注目されており、国においても、自治体クラウド開発実証事業等での経験を踏まえて、自治体クラウド推進本部の創設や、東日本大震災後の被災地における自治体クラウドの導入支援をはじめ各種支援事業が全国的に展開されています。

区においても、近年のICT環境の変化、とりわけ回線経費の低減や民間データセンターサービスの広がり、クラウド・コンピューティングの急速な普及等を受け、一部システム運用にクラウド・コンピューティングによるサービスを活用しています。

その一方で、クラウド・コンピューティングでは、システムのデータが外部事業者等のデータセンターに保管されることによるセキュリティ面での課題や、ネットワーク障害時に一時的に利用できなくなるなどの課題も指摘されています。

総務省が実施した自治体クラウドに関する情報セキュリティ対策に関する調査・分析では、クラウド事業者によるセキュリティ対策等の評価がなされ、クラウド事業者により情報セキュリティ対策サービスレベルの保証において内容や手法に違いがあることが報告されています。今後は、業界団体により策定・普及が進められている「クラウド情報セキュリティ管理基準」や「クラウド情報セキュリティ監査基準」への対応が期待されます。また、コスト削減以外の2次的な波及効果として職員の負担軽減、住民サービスの向上、同一システム利用による他自治体との連携、社会保障・税に関わる番号制度への効率的な対応が報告されています。

(2) 今後の展望

区では、クラウド・コンピューティングによるサービスの利活用にあたっては、コスト面でのメリットや利便性とともに、高度な安全性、安定性が確保できるかを検討し、自治体クラウドも選択肢の一つとして、個別のシステムごとに最適な構築手法を選択していきます。

【これまでのサービス提供イメージ】

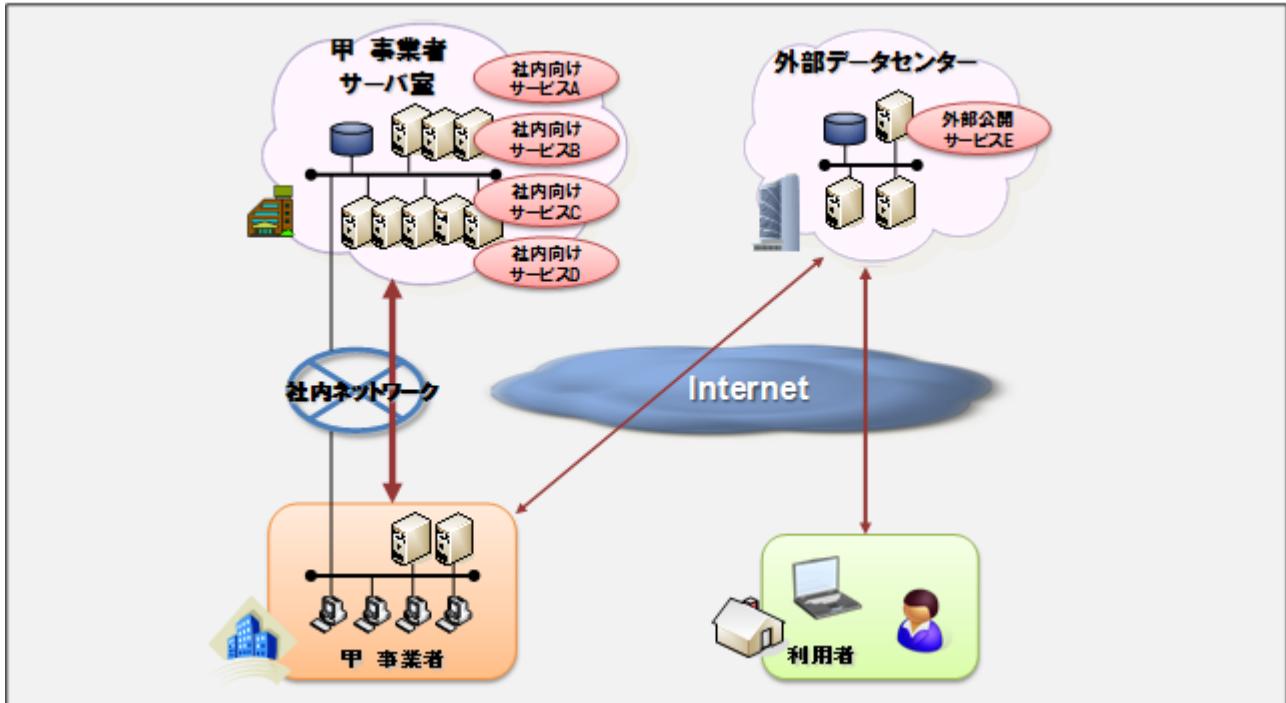


図9 これまでのサービス提供イメージ

【クラウド・コンピューティングによるサービス提供イメージ】

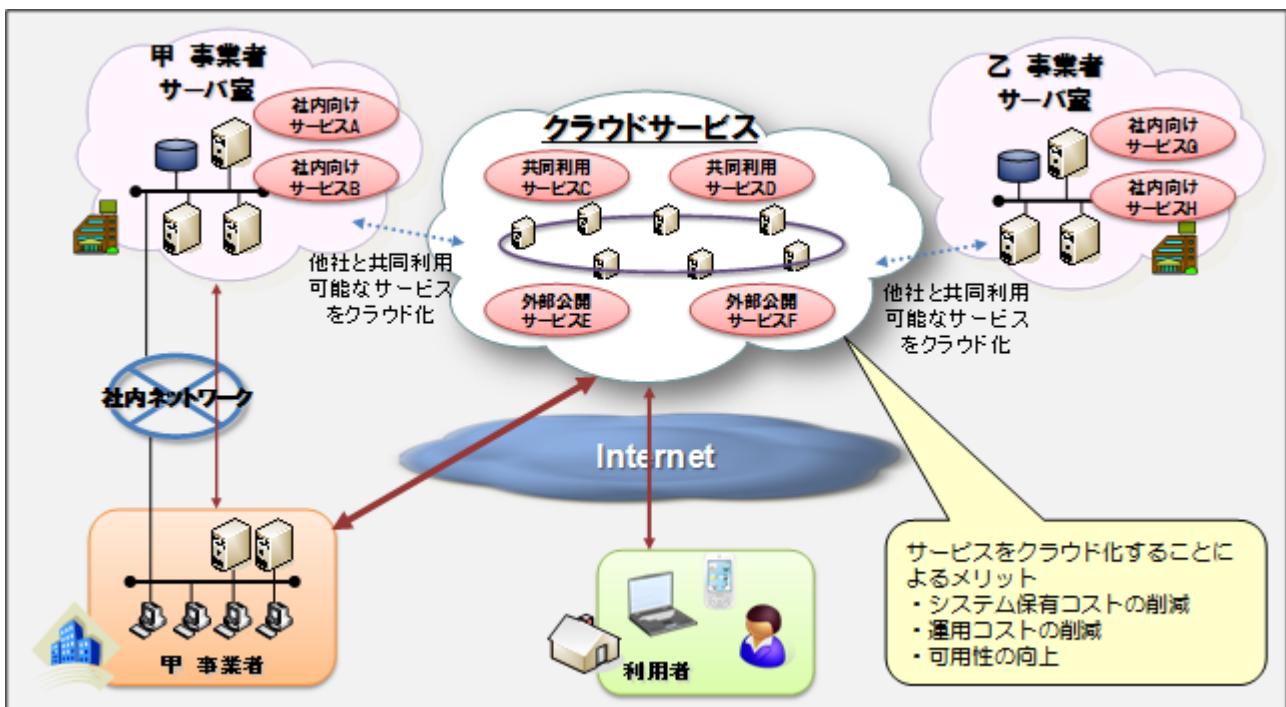


図10 クラウド・コンピューティングによるサービス提供イメージ

2 仮想化技術

仮想化技術は、コンピュータが有する様々なリソース（サーバ、OS、アプリケーション、ハードディスク等）を、サーバやネットワーク上で仮想的に統合・分割し、より効果的に利用するための技術です。

仮想化技術が広く注目されたのは最近ですが、「仮想化」という考え方の起源は古く、1960年代より大型汎用機等の分野において広く適用されてきています。

(1) 現状分析

近年、コンピュータの高性能化と低価格化が世界的に進行しており、個々のサーバに単独の機能を実装させた場合、リソースに余剰が生まれやすくなっています。また、利用システム数の増加に伴い、個別システム単位でサーバ機器等を設置する場合の占有スペースや消費エネルギーの増加が課題になってきており、これらを解決する手法として、コンピュータリソースを複数の業務で有効活用する仮想化技術が世界的に普及しつつあります。

仮想化技術により、利用者が複数のリソースを意識することなく利用できるようになるというメリットがあります。例えば、OSのバージョンや構成の異なる様々なシステムは、これまで個々の独立したサーバ上に構築されるのが一般的でしたが、仮想化技術を用いることにより、単一のサーバ上に複数のシステムを構築することが可能になります。

サーバ仮想化を行うための「仮想化ソフトウェア」も高性能化が進んでおり、システム全体の処理能力に応じてサーバの稼働台数や処理能力をコントロールさせる機能を持たせたものや、一時的に特定のシステムに処理が集中して負荷が上昇した場合、そのシステムに処理能力を集中させる機能を有するものなどが登場してきています。

以上のように、仮想化技術は、様々なリソースの有効活用による経費削減や省スペース化、省エネルギー化の手法として注目されています。

一方で、同一のリソースを複数のサービスで仮想的に共用するため、場合によっては、障害等トラブル発生時の原因特定が困難となり、事後対応が複雑化する可能性があります。また、大量データを短時間で一括処理しなければならない業務システムについては、仮想化ソフトウェアに大きな負荷がかかるため、仮想化サーバ上で稼働させるのが困難な可能性があります。

(2) 今後の展望

区では、平成25年度に実施した基幹システムの民間データセンターへの移行において、仮想化技術を利用した他自治体との共同利用を実現しています。

今後、府内で稼働する内部情報系等を含めた様々な情報システムについても、システムの構成や利用するアプリケーションと仮想化技術との親和性等を踏まえつつ、機器更新等のタイミングをとらえ、府内外の仮想化環境への段階的集約を進めていきます。

【従来のシステム構成】

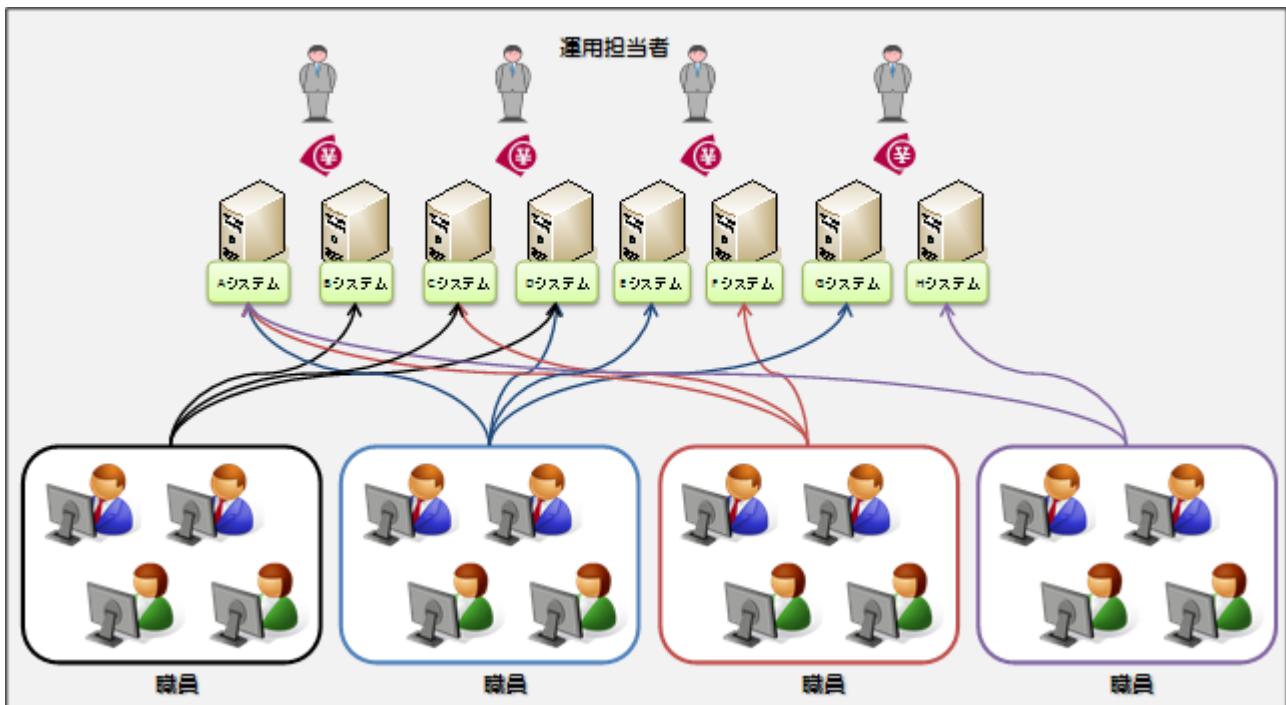


図11 従来のシステム構成



【仮想化技術を利用したシステム構成】

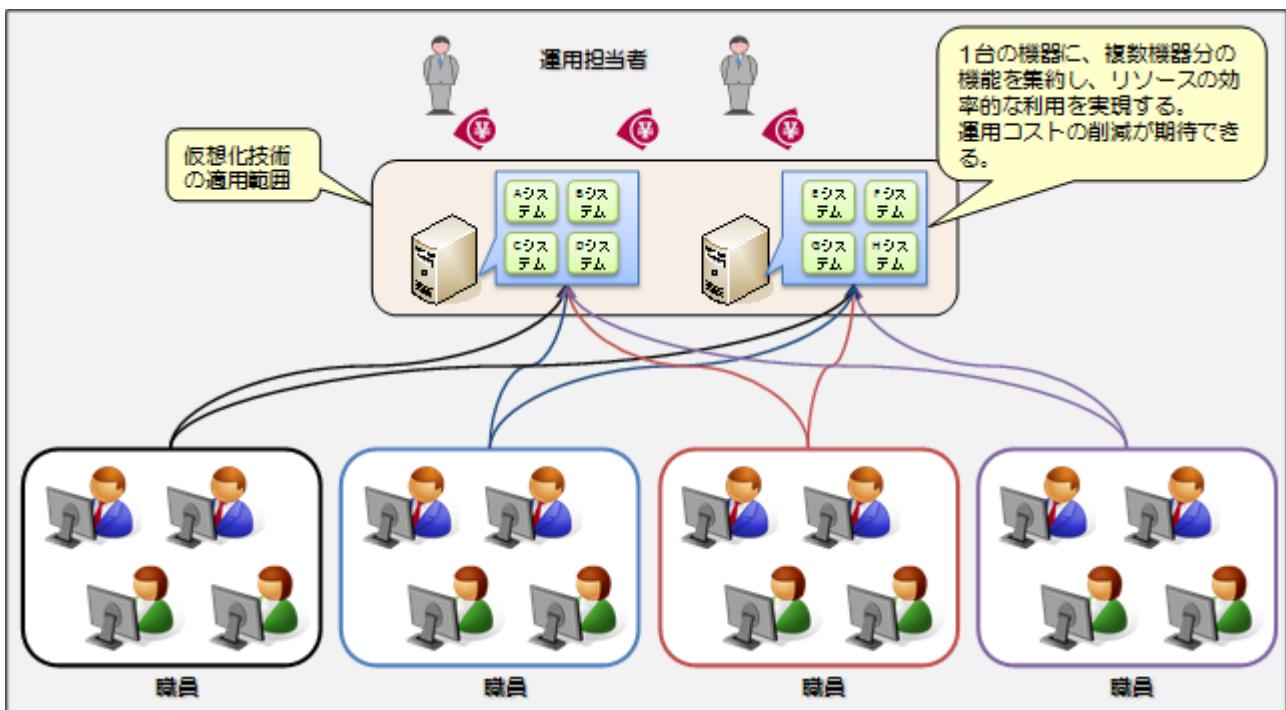


図12 仮想化技術を利用したシステム構成

3 業務継続性の確保

地震大国である日本は、いつどこで大きな地震が発生してもおかしくない状況です。首都圏近郊で大地震が発生した場合、ライフラインの障害に伴い、情報システムやネットワークが一時的に機能不全に陥り、行政サービスの安定的な提供に支障を及ぼす可能性があります。

行政事務のICTへの依存度が高まる中、災害時に重要な業務を継続するためには、情報システムやネットワークの継続性の強化を図りつつ、それらが途絶した場合でも代替手法による対応策を各所管課で事前に準備しておく必要があります。

(1) 現状分析

区で災害が発生した際に優先業務を継続させるためには、その業務を支える情報システムやネットワーク等のICT基盤の稼動が必要不可欠です。データの保護や電源の確保等の技術的対策だけでなく、運用要員の確保や操作の訓練などの人的対策も非常に重要です。

区では、平成元年に、本庁舎から独立し、強固なセキュリティ対策を施した電算処理施設(世田谷区事務センター、以下「事務センター」という。)を開設しました。同施設には非常用発電設備も設置されており、庁内情報基盤や各種情報システムの安定運用上、大きな役割を果たしてきました。

平成22年3月には、区のICT基盤を構成する重要なシステムを対象とした「ICT基盤管理部門における業務継続計画」(ICT-BCP)を策定しており、ICT-BCPに基づく業務継続訓練の実施や、一部情報機器の免震化等の対策を進めています。また、平成26年1月には基幹システムの運用拠点を事務センターから外部データセンターに移行するなど、事務センターのみに頼らないシステム運用への移行を段階的に進めています。

平成22年11月には、危機管理室を中心に、首都直下地震が発生した場合においても適切に業務を執行することを目的として、災害時に優先すべき業務を特定し、必要な資源の準備や対応方針・手段を定めた「世田谷区業務継続計画<震災編>」を策定するなど、全庁的な業務継続性の確保に向けた様々な取組みを進めています。

(2) 今後の展望

行政手続き等に関する業務継続性を高めるために、民間データセンターのさらなる活用も含め、災害時の復元力を意識したシステム運用をさらに推進します。

当面は、民間のデータセンターに移行していない情報システムや民間のデータセンターに移行したもののダウン時対応サーバ等が区の電算処理施設で運用を継続するため、建物自体の長寿命化に努めるとともに、サーバラックの免震化などの対策を継続的に実施するほか、非常時における外部電源切断リスクや計画停電の可能性等、新たな課題への対応も視野に入れ、電源確保に向けた取組みを進めます。

また、情報システムやネットワーク途絶時における代替業務手法についても、各所管課にて更に検討を進めています。

【業務継続性の確保に向けた取組みのイメージ】

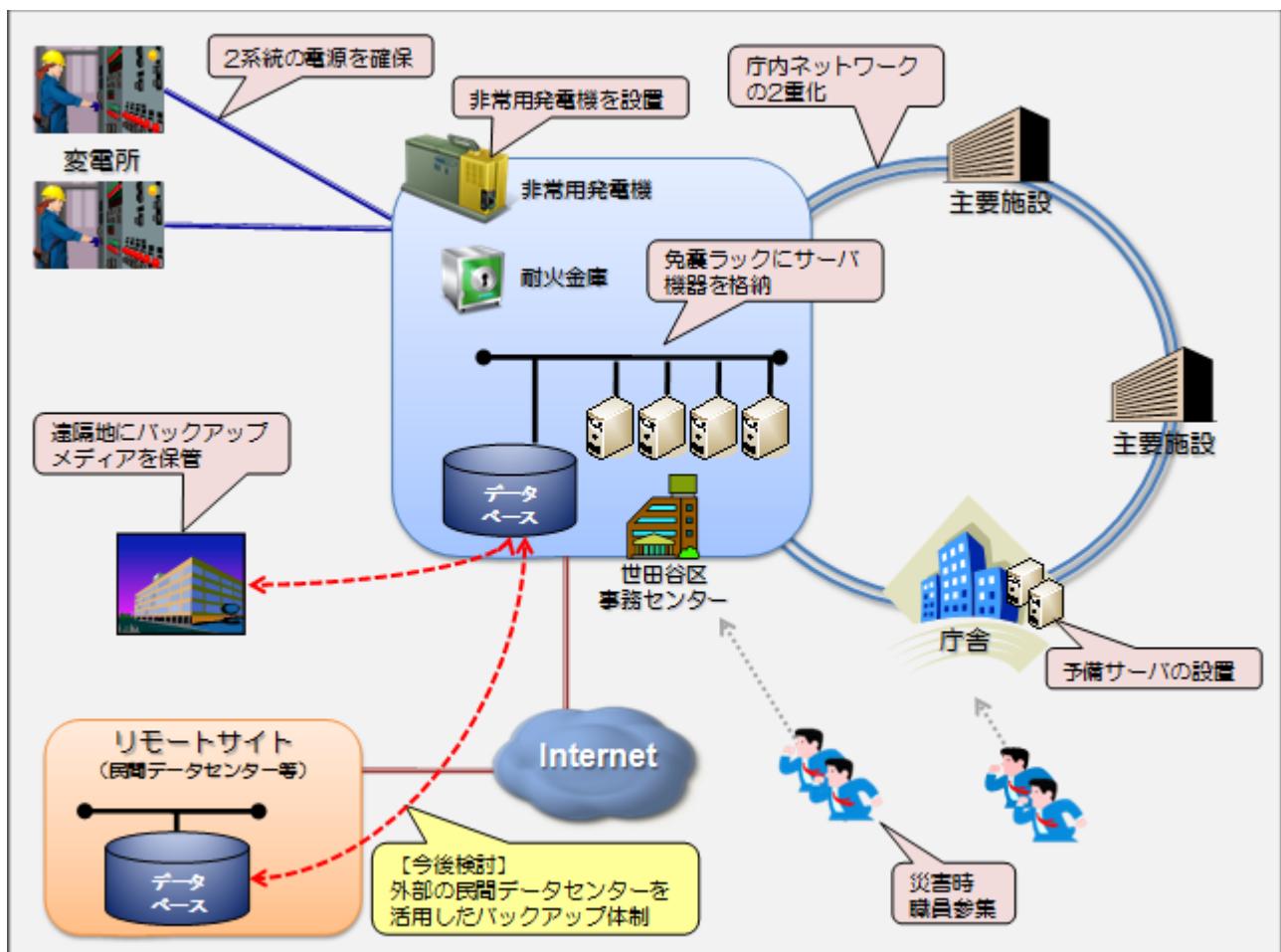


図13 業務継続性の確保に向けた取組みのイメージ

4 オープンデータ(オープンガバメント)

オープンデータは、自由に使って再利用も可能で誰でも再配布できるようなデータを意味しており、近年欧米で始まった「透明で開かれた政府」を目指すオープンガバメントにおける取組みとともに注目が集まっています。

行政の分野においても、オープンデータの提供による行政への市民参加の促進や、オープンデータ活用による経済活動への波及効果が期待されています。

(1) 現状分析

米国ではオバマ大統領就任直後の大統領メモで「政府・政策・情報の透明性」を挙げ、連邦政府が保有する各種データの提供を開始しました。従来との違いは、単なる統計情報の公表ではなく、生データやツール、地理情報も提供することで、利用者が加工や分析を容易に行える点です。米連邦政府のIT投資情報公開サービス「ITダッシュボード」では、政府の個々のIT投資についての評価結果も表示され、効率的な投資が実施されているかを市民が容易に判断できます。

各国においても同様の取組みが活発化し、我が国でも、政府、自治体、事業者等が取組みを始めています。平成24年にIT戦略本部が「電子行政オープンデータ戦略」を公表したほか、平成26年度からの「日本版ITダッシュボード」（各府省のIT投資の状況等をインターネット経由で国民が確認できる仕組み）の運用開始に向けた準備に着手するなど、オープンガバメントの推進に向けた実務レベルでの環境整備が進みつつあります。

オープンデータの公開に当たっては、政府、自治体、事業者等の様々な主体が公開するオープンデータを、個人も含めた多様な主体が相互に活用し、付加価値の高い新たな情報にマッシュアップ*できるようするため、ウェブ上でコンピュータ処理に適したデータを公開する技術であるLOD(Linking Open Data) *に準拠することが望まれます。

自治体におけるオープンデータの公開については、福井県鯖江市の「データシティ鯖江」の取組みが先進事例として広く知られています。同市では人口や気温等の統計情報のほか、市内公園等のトイレ設置場所、AED設置場所、市営駐車場、観光スポット（鯖江百景）、市内Wi-Fiスポット等の位置情報等、多種多様な情報をオープンデータとして公開しています。

民間分野ではオープンデータを活用した新たなビジネスの創出も始まっており、公共分野においても人の移動情報等を行政サービスの向上に利活用する取組みが始まっています。

一方で、位置情報や移動情報等の生データの開示がプライバシー侵害につながる可能性もあり、公開するデータの範囲や公開方法等については慎重に検討する必要があります。

(2) 今後の展望

区においても、情報公開の趣旨に基づき、区が保有する情報の種類や内容の更なる拡大に取り組みつつ、個人情報保護や情報セキュリティ対策等に十分配慮した上で、多様な主体が利活用しやすい情報公開のあり方を研究していきます。

また、他の機関や団体によるオープンデータの公開状況等や、他自治体での利活用事例の調査・研究を進め、区の行政サービスの品質向上及び高度化に向けた利活用も検討していきます。

【将来的なオープンデータの利活用イメージ】

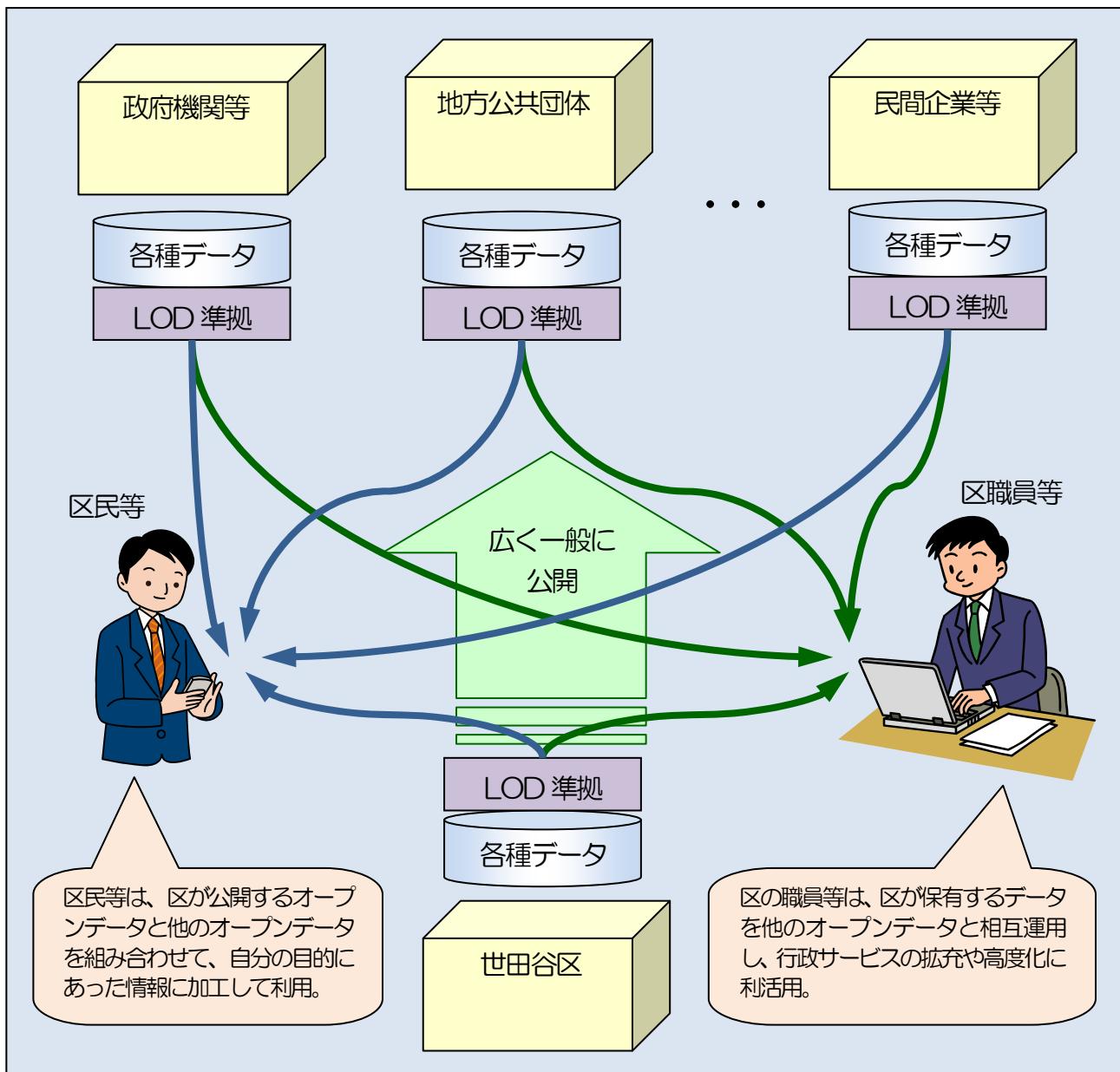


図14 オープンデータの利活用イメージ

※ ウェブ上でコンピュータ処理に適したデータを公開する技術である LOD(Linking Open Data)に準拠することで、政府、自治体、事業者等の様々な主体が公開するオープンデータを、個人も含めた多様な主体が相互に活用し、付加価値の高い新たな情報にマッシュアップできるようになります。

5 社会保障・税に関する番号制度

社会保障・税に関する番号制度（以下、「マイナンバー制度」という。）については、2013年（平成25年）5月に参議院で関連法案が可決され、制度の開始が決定しました。

今後、2015年（平成27年）10月より区をはじめとする全国の地方自治体による個人番号の付番と「通知カード」の送付が、2016年（平成28年）1月より「個人番号カード」の交付（希望者のみ）が始まるとともに、個人番号の利用が全国で順次開始される予定です。

通知カード…個人番号を住民に通知するためのカード

個人番号カード…氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載、本人の写真が表示されるとともに、これらの事項等が電磁的方法により記録されたカード

（1）現状分析

マイナンバー制度は、個人番号（及び法人番号）を利用して、各行政機関が個別に保有する個々の住民の情報について名寄せ・突合を効率的に実施できるようになりますことで、住民の所得や負担の状況をより正確に把握し、その所得に応じて確実に給付を実現するための制度です。

複数の機関に存在する個人の情報が、同一人物の情報であるかを確認するための基盤であり、国民にとっても利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であるともいえます。

想定される利用範囲としては、以下のようない行政手続きが挙げられています。

分野	内容
社会保障の年金分野	年金の資格取得・確認・給付及び各種相談や照会
税分野	確定申告書・届出書・法定調書等への個人番号の記載
労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付やハローワーク等の事務
福祉・医療等の分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等 低所得者対策の事務等
災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務、要援護者リストへの個人番号記載等
その他	地方公共団体の条例で定める事務等

マイナンバー制度については、様々な効果が期待されていますが、特に地方自治体におけるメリットとして、社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる点や行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる点が挙げられます。

政府は、2017年（平成29年）1月を目指して、個人情報提供等の記録をインターネット上で確認できる情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）を設置することとしています。マイ・ポータル上では、主に4つの機能を利用できるようになる予定です。（P29「図16「マイ・ポータル」のイメージ」を参照）

（2）今後の展望

区では、マイナンバー制度の開始に向けて必要な準備作業を着実に行うとともに、制度運用開始後は、他の行政機関や地方公共団体等との情報連携や区内部の情報連携を順次強化し、「行政手続きにおける添付書類の削減」、「より正確かつ効率的な社会保障給付、税賦課等の実現」、「マイ・ポータルを活用したワンストップサービスやプッシュ型情報提供の実現」など、様々な分野における区民サービス向上に向けた取組みを順次推進していきます。

【社会保障・税に関する番号制度を活用したライフステージ別のサービスイメージ】

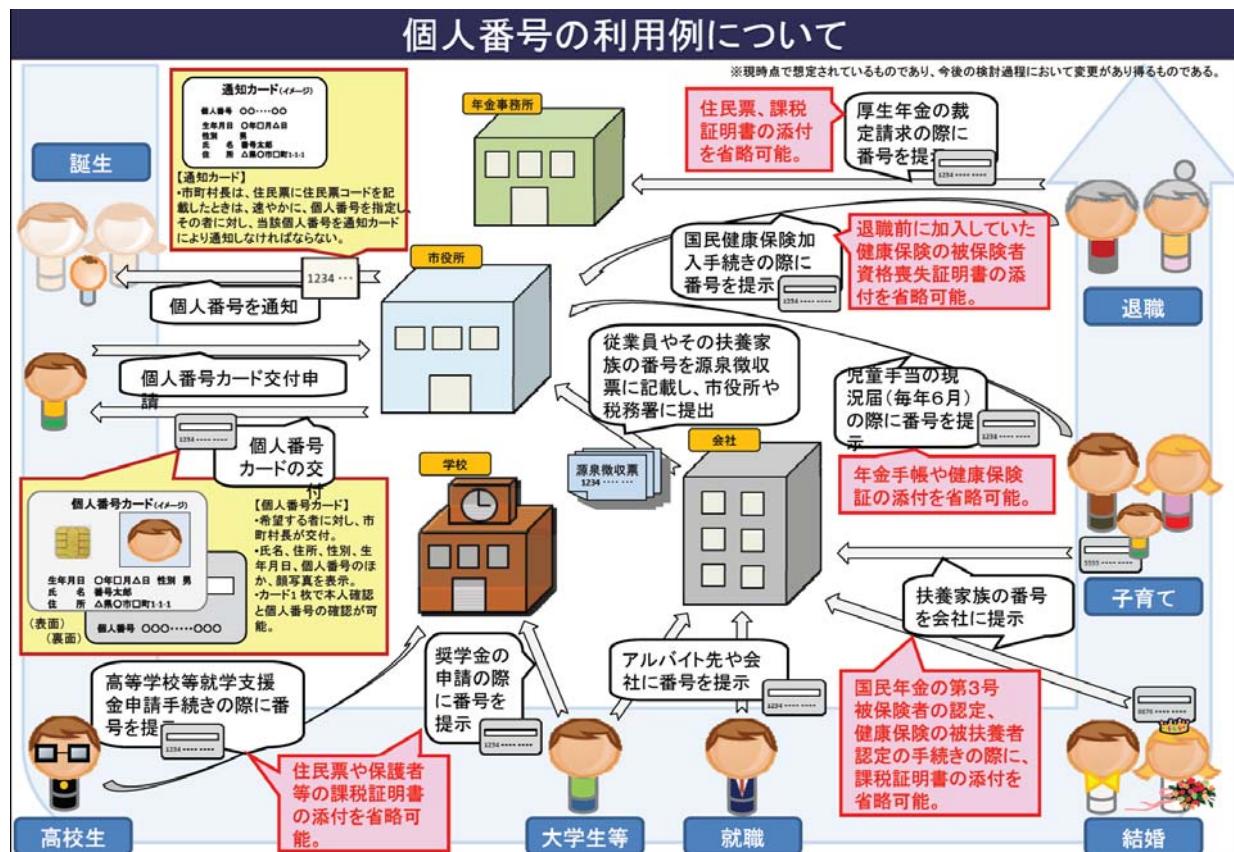


図15 社会保障・税に関する番号制度を活用したライフステージ別のサービスイメージ

(出典：「社会保障・税番号制度の導入が地方公共団体へ与える影響について」内閣官房社会保障改革担当室、平成25年7月)

【社会保障・税に関する番号制度における「マイ・ポータル」のイメージ】

政府は、法律施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）を設置する。

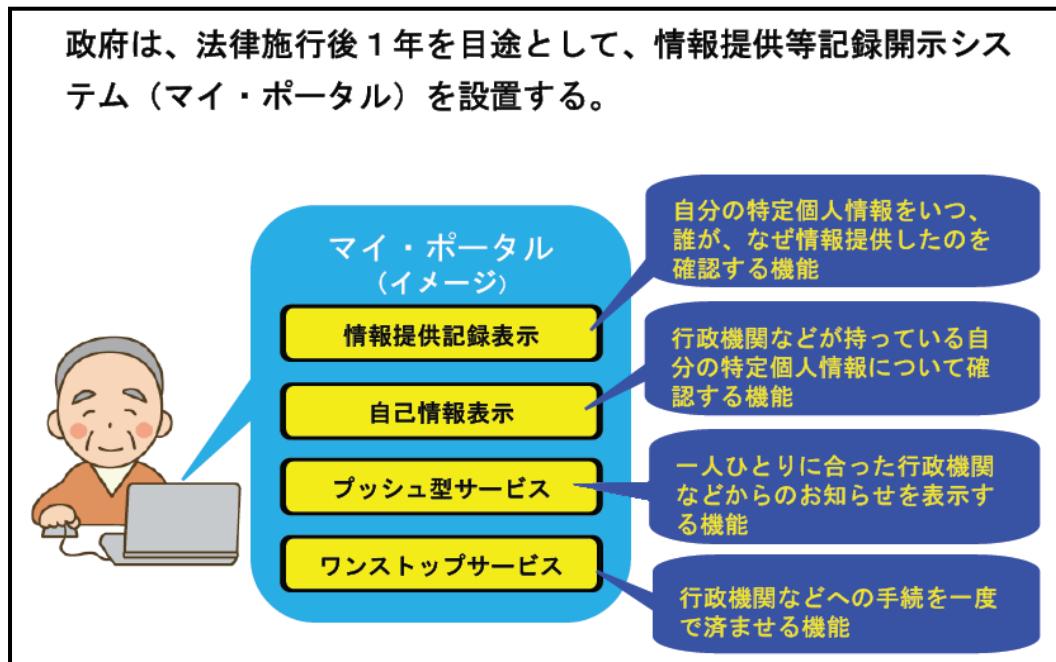


図16 「マイ・ポータル」のイメージ

(出典：「社会保障・税番号制度の導入が地方公共団体へ与える影響について」内閣官房社会保障改革担当室、平成25年7月)

6 省エネルギー化

近年のICT技術の進歩に伴い、官民を問わず、ICTを適用する業務の範囲が急速に拡大しつつあります。ICTの活用により、業務効率改善や業務構造の変革等、大きな効果がもたらされる反面、ICT機器のエネルギー消費の増大等、環境に与える影響も大きくなっています。このような中、ICTと環境を結びつける概念として提唱されているのが「グリーンICT」です。

グリーンICTの概念を初期から提唱していた米国環境保護庁によると、グリーンICTは、地球温暖化への対応、消費エネルギーの削減、有害な化学物質の原則使用禁止、ICT機器のリサイクル等、広範な取組みを意味します。

(1) 現状分析

日本においては、産官学の連携による「ICT機器自身の省エネ」と「ICTを用いた社会の省エネ」の実現を目指して、経済産業省が「グリーンITイニシアティブ」構想を打ち出しました。また、総務省において、地球温暖化問題に対するICT分野における対応について検討するため、平成19年9月から平成20年4月にかけて「地球温暖化問題への対応に向けたICT政策に関する研究会」を開催し、平成21年度から平成23年度まで推進事業が実施されました。

グリーンICTの取組みには、機器レベルでの省電力化に加え、複数サーバの機能を集約してサーバの保有台数を削減するという「省サーバ化」も含まれます。これらの取組みを進めることで、将来的な消費電力の削減や運用経費削減等を見込むこともできます。

また、各家庭やオフィスレベルでの効率的なエネルギー利用に向け、従来の電力メーターに消費電力の情報を送信する通信機能と遠隔からの電力供給制御機能を持たせた「スマートメーター」と呼ばれる機器も登場し、東京電力は2018年までに1700万台、2023年度までに2700万台のスマートメーターを導入する計画としています。これを利用することにより、家庭やオフィスにおける電力使用量のコントロールや適正化等の効果が期待できます。

民間企業においては、家電製品ごとに電力使用量を表示する家庭向けアプリケーションのテスト版の提供や、情報家電を制御するソフトウェアとスマートメーターを連携したスマートハウスの実証実験を行うなど、様々な取組みが進められています。

(2) 今後の展望

東日本大震災発生後の電力供給不足等の事態を受け、家電やオフィス機器、ICT機器等の省電力化、消費電力量の可視化等の取組みが広がりつつあり、省エネルギー化や低炭素社会への転換に向けた動きが全国規模で進展する可能性もあります。

区においても、区施設やICT機器に関する節電対策を全般的に進めていますが、今後は、ICTに関する省エネルギー化の一環として、システム調達時の仕様に省エネルギー化に関する要件を組み込むことを検討する等、段階的に省電力に対応した機器への入れ替えを推進します。

また、システム再構築等の際には省サーバ化に留意する等、区の実情に合わせた省エネルギー化を中長期的視点で検討していきます。

【スマートメーターの活用イメージ】

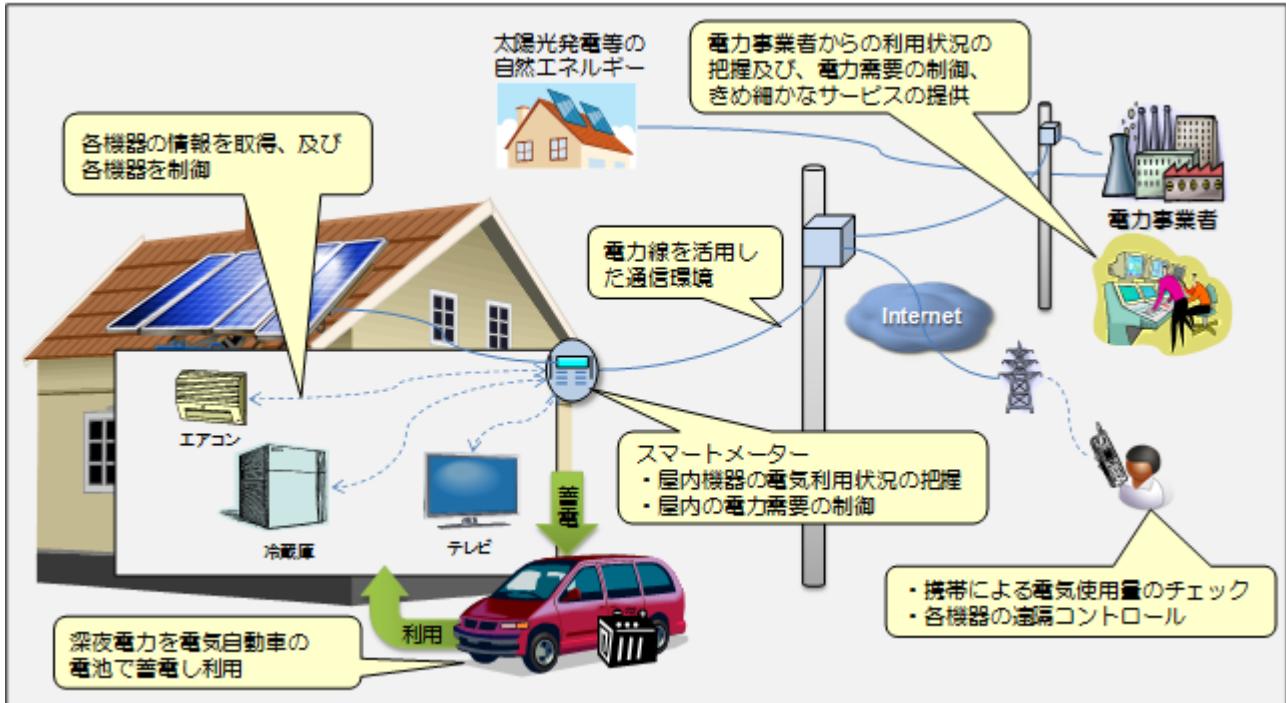


図15 スマートメーターの活用イメージ

【ICTの利活用による地球温暖化への対応】

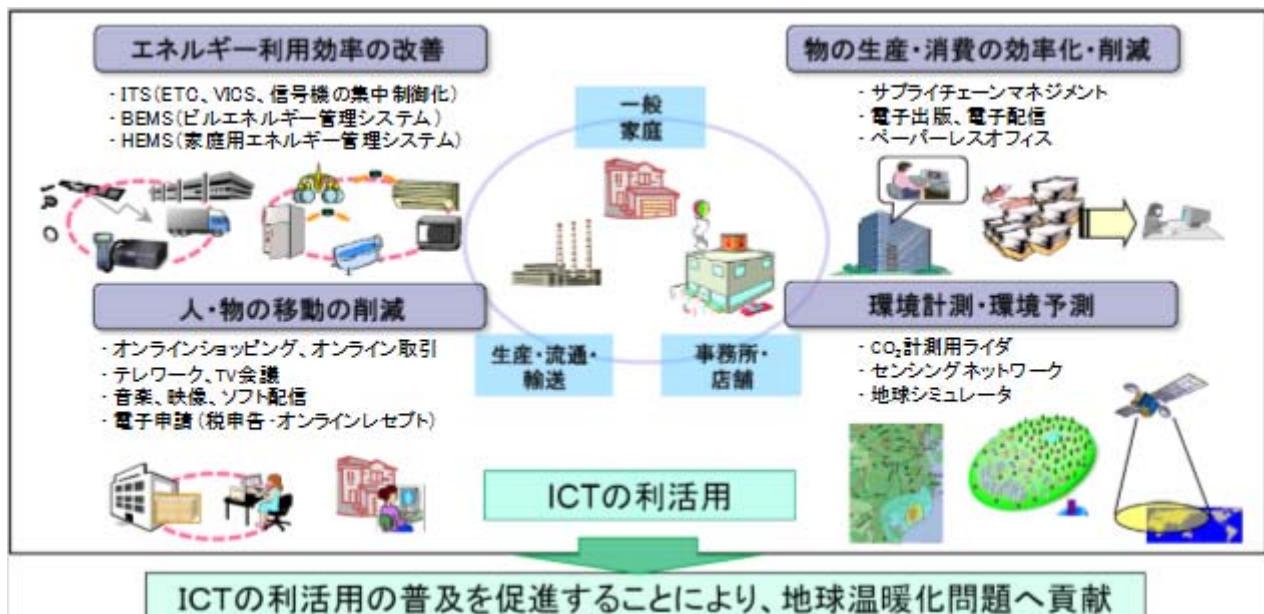


図16 ICTの利活用による地球温暖化への対応

出典：総務省「地球温暖化問題への対応に向けたICT政策に関する研究会調査報告書」(平成20年4月)

参考資料

1 「世田谷区情報化推進計画(平成24年度～25年度)」の実施状況

○：計画通り実施 △：内容又は時期の見直し ×：計画の中止

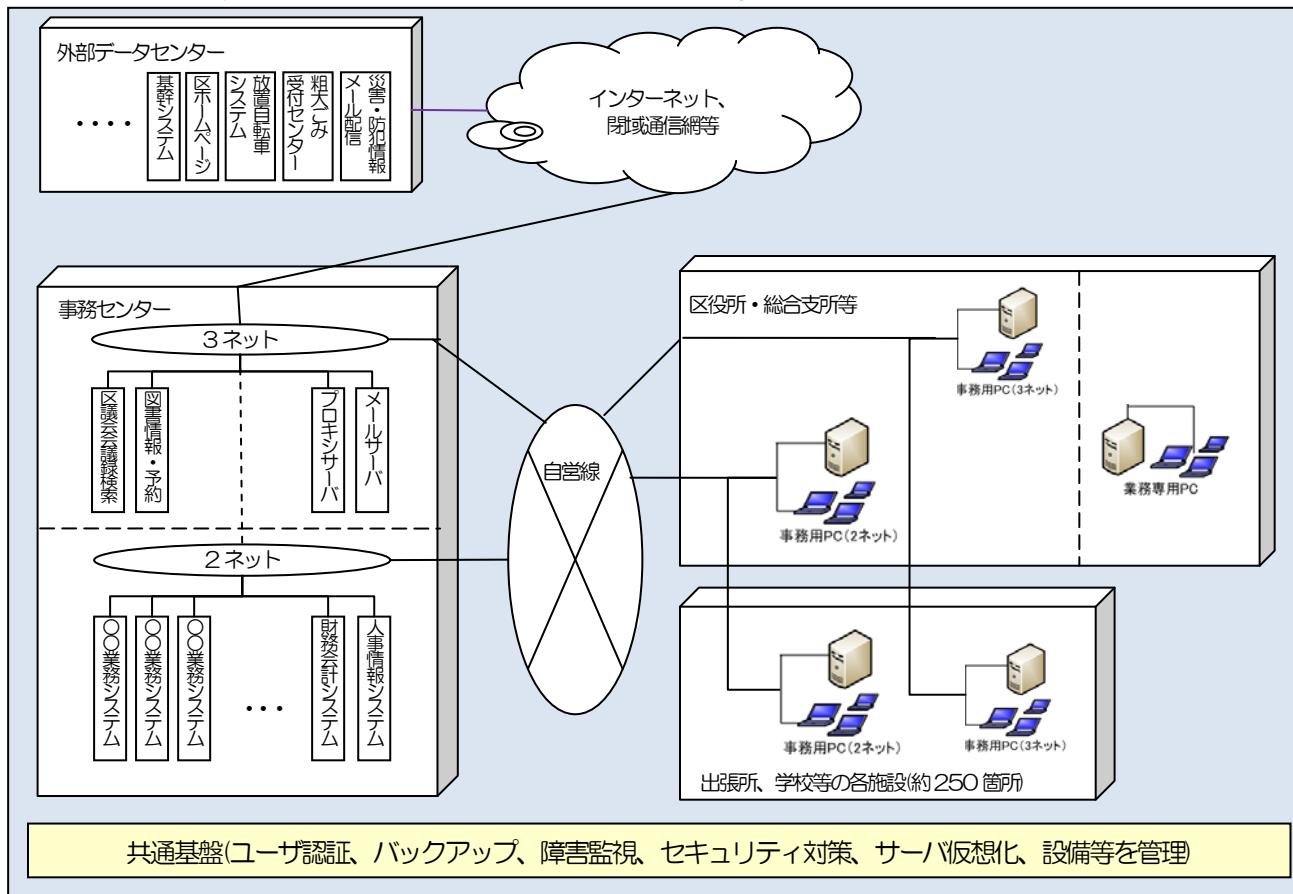
No.	目標	情報化計画事業			所管課名	実施状況
		事業番号	事業名	個別事業		
1	区民に役立ち、成熟した住民自治を支援する情報化	1-1	情報提供の充実・高度化の推進	01 24時間365日切れ目なく情報提供可能なホームページの運用	広報広聴課	○
				02 区民生活で活用できる地図情報の拡大	情報政策課	○
		1-2	行政手続き等の簡素化・利便性向上の推進	03 より幅広い分野を対象とした電子申請の拡充	情報政策課	○
				04 より利便性の高い納付方法の拡大	会計課	○
		1-3	双方向の情報交換環境の整備	05 ソーシャルメディア等を活用した双方向型情報提供の拡充	広報広聴課	○
		2	多様な主体による地域コミュニティの活性化に向けた環境整備	06 区民利用施設における公衆無線LAN * 環境の整備	総合支所地域振興課	○
				07 障害者への情報提供の充実及び自立と社会参加のサポート	障害施策推進課、障害者地域生活課	○
		2-2	生涯学習及び学校教育を支援するICT環境の高度化	08 郷土意識の醸成に向けた文化財資料の公開及び閲覧性向上	生涯学習・地域・学校連携課	○
				09 ICTを活用した図書館のサービス向上及び業務効率化	中央図書館	○
		2-3	防災・災害対策環境の整備	10 防災用ライブカメラの設置	災害対策課	○
				11 防災情報管理システムの再編成	災害対策課	○
3	行政事務の効率化と高度化に向けた情報化	3-1	安定した業務運営に向けたシステムリプレース(機器の更改)	12 住民系基幹システム(SKY2)の更改	情報政策課	○
				13 街づくり情報システム(IDES)の更改	都市計画課	○
		3-2	法改正や制度改正等に対応したシステム改修	14 社会保障・税に関する番号制度の導入に伴う関連システムの改修	地域窓口調整課、国保・年金課、介護保険課、課税課、納税課ほか	○
				15 後期高齢者医療制度の廃止に伴う関連システムの改修	国保・年金課	○
		3-3	モバイル端末を活用した業務の効率化	16 モバイル端末を活用した効果的な事業展開	情報政策課	△
		4	情報システムの効率的な導入及び運用	17 有効性の高い情報化に向けた技術標準の適用	情報政策課	○
				18 情報システムライフサイクル管理 * の拡充	情報政策課	○
				19 ICT人材育成の推進	情報政策課	○
		4-2	情報基盤の整備及び業務継続対策の推進	20 情報基盤における防災及び災害対策の拡充	情報政策課	○
				21 外部環境との安全なネットワークの構築	情報政策課	○
		4-3	情報セキュリティの推進	22 情報セキュリティ監査の実施	情報政策課	○
		23 情報セキュリティの技術的対策の実施	情報政策課	○		
		24 情報セキュリティ研修の充実	情報政策課	○		

2 区の情報システムの特徴

本資料では、本計画策定期点における、区の情報システムの特徴を示します。

(1) 区の情報システムの全体イメージ

区の情報システムの全体像を下図に示します。



計画策定期点での区の情報システムの全体像

(2) 区の情報システムの特徴

区の情報システムの主要な特徴を以下に示します。

① 情報システムの構成

区が保有する情報システムの多くは、世田谷区事務センターという専用の施設にて運用されています。

区が保有する情報システムは、システムの役割や用途により、共通基盤システム、インフラネット系、インターネット系の3種類に分類されます。

共通基盤システムは、区の情報通信の共通的な基盤であり、ユーザ認証や各種運用管理機能のほか、事務センターのファシリティ(主要設備)も含めたネットワーク環境やサーバ環境、及び電子メールやファイルサーバ等のグループウェアといったものが含まれます。

インターネット系の情報システムは、主として職員が使用するシステム群で、人事情報システムや財務会計システムといった内部事務系システムや各種業務システムのほか、住民記録、住民税、国民健康保険などの情報を体系的に管理する基幹システム「SKY2」等が含まれます。

インターネット系の情報システムは、インターネット利用者にサービスを提供するシステム群で、世田谷区ホームページや図書情報・予約システムといったサービスを提供する情報システムが含まれます。

② ネットワークの構成

区の主要な各施設は、自営線網(光ケーブル)によって接続されており、一部の拠点間では通信事業者の回線サービスも併用しています。

事務センター内では、インターネット系の情報システムは「第2ネット」と呼ぶネットワークに接続され、インターネット系の情報システムは「第3ネット」と呼ぶネットワークに接続されています。庁内からのインターネットアクセスは、この第3ネットを経由して行っています。

また、地方公共団体の相互接続を実現する電子自治体の基盤となる LGWAN*とも接続しています。

③ 情報システムの利用環境

職員が使用するパソコンは、概ね一人に一台配置され、ウィルス対策やセキュリティアップデート等、情報政策課による一元的な情報セキュリティ対策が実施されています。

内部事務に使用する「事務用パソコン」はインターネット系の「第2ネット」に接続され、インターネットの情報を直接閲覧するための「3ネットパソコン」は「第3ネット」に接続されています。

④ 外部サービスの利用

区では、外部の事業者等が提供するサービスを活用し、電子申請、公共施設利用案内(けやきネット)、放置自転車システム等を運用しています。

3 区が保有する情報システム

No.	システム所管課名	システム名称	主な利用者	システム形態
1	世支 * 保健福祉課	介護サービス計画作成システム	職員	ネットワーク型
2	各総合支所 * 健康づくり課	栄養相談事業システム	職員	スタンドアロン型
3	政策経営部 * 政策企画課	行政評価システム	職員	ネットワーク型
4	政策経営部 * 広報広聴課	世田谷区ホームページ(パブコメ等 CGI 含む)	区民等	ネットワーク型
5	政策経営部 * 広報広聴課	CMS *	職員	ネットワーク型
6	政策経営部 * 広報広聴課	区民の声システム	区民等	ネットワーク型
7	政策経営部 * 広報広聴課	FAQ システム(せたがやコール)	区民等	ネットワーク型
8	政策経営部 * 広報広聴課	アクセシビリティ支援システム(かな棒くん)	区民等	ネットワーク型
9	政策経営部 * 情報政策課	基幹システム(SKY2)	職員	ネットワーク型
10	政策経営部 * 情報政策課	電子申請・届出システム	区民等	ネットワーク型
11	政策経営部 * 情報政策課	地理情報システム(イントラ)	職員	ネットワーク型
12	政策経営部 * 情報政策課	保健福祉総合情報システム	職員	ネットワーク型
13	政策経営部 * 情報政策課	せたがや iMap	区民等	ネットワーク型
14	研修調査室	統計調査支援システム	職員	ネットワーク型
15	総務 * 総務課	会議室予約システム	職員	ネットワーク型
16	総務 * 区政情報課	総合文書管理システム	職員	ネットワーク型
17	総務 * 区政情報課	世田谷区例規類集	職員	ネットワーク型
18	総務 * 区政情報課	個人情報業務登録票閲覧システム	職員	ネットワーク型
19	総務 * 人事課	人事情報システム	職員	ネットワーク型
20	危機管理室 * 災害対策課	防災情報管理システム	職員	ネットワーク型
21	危機管理室 * 災害対策課	高所カメラ * システム	職員	ネットワーク型
22	危機管理室 * 災害対策課	防災気象情報システム	区民等	ネットワーク型
23	財務部 * 経理課	契約・検査管理システム	職員	ネットワーク型
24	財務部 * 経理課	電子調達共同運営システム *	職員	ネットワーク型
25	財務部 * 経理課	電子調達連携システム	職員	ネットワーク型
26	財務部 * 経理課	業者情報管理システム	職員	ネットワーク型
27	財務部 * 経理課	共同運営連携サーバ	職員	ネットワーク型
28	財務部 * 課税課	課税資料イメージ化・OCR システム	職員	ネットワーク型
29	財務部 * 納税課	電話催告システム	職員	ネットワーク型
30	財務部 * 納税課	OCR 済通読込・伝送システム	職員	ネットワーク型
31	営繕 * 営繕第一課	施設経営情報システム	職員	ネットワーク型
32	営繕 * 営繕第一課	営繕積算システム	職員	ネットワーク型
33	生文 * 市民活動推進課	公共施設利用案内システム(けやきネット)	区民等	ネットワーク型
34	生文 * 地域窓口調整課	戸籍システム	職員	ネットワーク型
35	生文 * 地域窓口調整課	公的個人認証サービスシステム	職員	ネットワーク型
36	生文 * 地域窓口調整課	証明書自動交付システム	区民等	ネットワーク型
37	生文 * 地域窓口調整課	住民基本台帳ネットワークシステム	職員	ネットワーク型
38	生文 * 地域窓口調整課	住居表示システム	職員	ネットワーク型
39	生文 * 文化・国際課	市民大学事務局運営	職員	ネットワーク型
40	スポ * スポーツ振興課	二子玉川緑地運動場駐車場管理システム	職員	スタンドアロン型
41	スポ * スポーツ振興課	ゴルフ練習場管理システム	職員	ネットワーク型
42	環境 * 環境保全課	工場・事業所等公害防止指導システム	職員	スタンドアロン型
43	環境 * 環境保全課	大気汚染総合監視システム	職員	ネットワーク型
44	産業政策部商業課	中小企業事業融資斡旋	職員	ネットワーク型
45	産政 * 都市農業課	土地管理情報収集分析システム	職員	スタンドアロン型
46	清掃・リサ * 管理課	有料ごみ処理券事務	職員	ネットワーク型
47	清掃 * 事業課	粗大ごみ申告受付業務	職員	ネットワーク型
48	清掃 * 事業課	集団回収システム	職員	スタンドアロン型
49	清掃 * 砧清掃事務所	清掃車管理システム	職員	スタンドアロン型
50	保福 * 障害施策推進課	障害者自立支援システム	職員	ネットワーク型
51	保福 * 障害施策推進課	障害認定システム	職員	ネットワーク型
52	保福 * 障害者地域生活課	障害福祉サービス費等請求システム	職員	ネットワーク型
53	保福 * 国保・年金課	電話催告システム	職員	ネットワーク型
54	保福 * 国保・年金課	老人医療 レセプト点検システム	職員	ネットワーク型

No.	システム所管課名	システム名称	主な利用者	システム形態
55	保福 * 国保・年金課	後期高齢保険料収納システム	職員	ネットワーク型
56	地福 * 地域福祉課	生活保護システム	職員	ネットワーク型
57	地福 * 地域福祉課	福祉資金貸付システム	職員	ネットワーク型
58	地福 * 地域福祉課	中国帰国者支援システム	職員	ネットワーク型
59	地福 * 地域福祉課	レセプト管理システム	職員	ネットワーク型
60	地福 * 介護保険課	介護保険給付管理システム	職員	ネットワーク型
61	地福 * 介護保険課	介護保険システム(認定支援)	職員	ネットワーク型
62	子ども * 子ども育成推進課	奨学資金貸付管理	職員	ネットワーク型
63	子ども * 子ども育成推進課	子ども医療等給付管理システム	職員	ネットワーク型
64	子ども * 児童課	学童クラブ管理	職員	ネットワーク型
65	子ども * 児童課	臨時職員給与システム	職員	ネットワーク型
66	子ども * 保育課	保育園栄養管理	職員	スタンダロン型
67	子ども * 保育課	保育入園サブシステム	職員	ネットワーク型
68	子ども * 保育課	スポット保育実績入力システム	職員	ネットワーク型
69	子ども * 保育課	保育園欠席者情報収集システム	職員	ネットワーク型
70	子ども * 子ども家庭課	子ども家庭相談支援システム	職員	ネットワーク型
71	世保 * 健康推進課	区民健康情報システム	職員	ネットワーク型
72	世保 * 健康推進課	栄養相談事業システム	職員	スタンダロン型
73	世保 * 生活保健課	医事・薬事管理システム	職員	ネットワーク型
74	世保 * 生活保健課	劇薬物販売業監視指導等システム	職員	ネットワーク型
75	世保 * 生活保健課	食品システム	職員	ネットワーク型
76	世保 * 生活保健課	環境衛生システム	職員	ネットワーク型
77	世保 * 生活保健課	蓄犬登録システム	職員	ネットワーク型
78	都整 * 都市計画課	街づくり情報システム(IDES)	職員	ネットワーク型
79	都整 * 都市計画課	Urban Map(土地利用計画)	職員	ネットワーク型
80	都整 * 地域整備課	指定道路閲覧管理システム	職員	ネットワーク型
81	都整 * 住宅課	区営住宅入居者管理	職員	スタンダロン型
82	道路整備 * 道路管理課	道路台帳、公共基準点整備	職員	ネットワーク型
83	道路整備 * 道路管理課	国有財産移管システム、土地境界確定、地籍調査	職員	ネットワーク型
84	交通 * 交安自転車課	放置自転車システム	職員	ネットワーク型
85	交通 * 交安自転車課	コミュニティサイクルシステム	職員	ネットワーク型
86	交通 * 交安自転車課	レンタサイクル管理システム	職員	ネットワーク型
87	土木事業 * 土木計画課	土木積算システム	職員	ネットワーク型
88	土木事業 * 土木計画課	雨量水位観測	職員	ネットワーク型
89	土木事業 * 土木計画課	工事情報システム	職員	ネットワーク型
90	土木事業 * 土木計画課	道路付属物管理システム	職員	ネットワーク型
91	会計 * 会計課	財務会計システム	職員	ネットワーク型
92	教育 * 教育総務課	校務処理(小学校・中学校)	職員	ネットワーク型
93	教育 * 教育総務課	教育ネットワーク運営管理	職員	ネットワーク型
94	教育 * 学校健康推進課	学校給食調理場栄養管理システム	職員	ネットワーク型
95	教育 * 学校健康推進課	中学校給食費収納管理システム	職員	ネットワーク型
96	教育 * 学校健康推進課	学校給食栄養管理	職員	スタンダロン型
97	教環 * 施設課	施設台帳管理システム	職員	ネットワーク型
98	教環 * 施設課	施設課サーバ	職員	ネットワーク型
99	教政 * 学校職員課	学校職員給与システム	職員	ネットワーク型
100	教政 * 教相・特支援教育課	視聴覚ライブラリ貸出管理システム	職員	スタンダロン型
101	教政 * 生涯・学校連携課	埋蔵文化財包蔵地照会システム	職員	ネットワーク型
102	教政 * 生涯・学校連携課	文化財資料管理システム	職員	ネットワーク型
103	教政 * 中央図書館	図書館システム	区民等	ネットワーク型
104	区議会事務局	議会動画配信システム	区民等	ネットワーク型
105	区議会事務局	会議録検索システム	区民等	ネットワーク型
106	選挙管理委員会事務局	選挙管理支援システム	職員	ネットワーク型
107	選挙管理委員会事務局	選挙投票速報システム	職員	スタンダロン型
108	選挙管理委員会事務局	裁判員候補者名簿システム	職員	スタンダロン型

※ 共通基盤システムを除く

4 用語解説 内容調整中のため本欄に未掲載の用語あり

● 共同運営システム

複数の地方公共団体で共通する業務の処理や、住民や企業に提供するサービスにおいて、効率化や統一的運用を目的として共同で運営されるシステム。電子申請や電子入札などのサービスが提供されるケースが多い。

● クラウド・コンピューティング

インターネット技術を利用したサービスなどがネットワーク上のサーバ群(クラウド(雲))にあり、ユーザは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」を利用することができる新しいコンピュータネットワークやサービスの利用形態を指す。

● グループウェア

組織内のコンピュータネットワークを活用した情報を共有するシステムソフトウェアのこと。様々な機能が一つのシステムに統合されており、それらが連携してユーザに提供される。

● 公衆無線 LAN スポットサービス

無線 LAN を利用したインターネットへの接続サービスのこと。駅や空港、ホテル、ファーストフード店など、多くの人が出入りする施設などに設置されることが多い。利用者は、パソコン等の端末に無線 LAN 通信用の機器を準備するほか、アクセス用のパスワードなどを入手して利用する。

● 高所カメラ

施設の屋上や鉄塔などの高所に設置し、地域の状況を映像化するカメラのこと。地方公共団体では、主に地震、火災及び水害などの災害状況を把握する目的で設置されることが多い。

● コンシェルジュ

様々な要望や案内に対応する総合世話係的な職務を担う人の職名のこと。元々は、ホテルで宿泊客の様々な要望に応える職のこと。

● 自治体クラウド

近年さまざまな分野で活用が進んでいるクラウド・コンピューティングを電子自治体の基盤構築にも活用していくこうとするもの。全国の自治体が利用するシステムを統一することによる、コストメリットなどが期待されているが、自治体を横断した業務の標準化が必要であり、課題も少なくない。

● 情報システムライフサイクル管理

情報システムの企画・計画から開発、運用等を経て評価、廃止に至るまでのプロセス全体を管理

すること。各プロセスに応じた管理手法を適用することで、目的に合致したシステム化やシステムの安定稼動などが実現可能となる。

- **新電子自治体推進指針**

新しい情報通信技術や情報通信を活用したサービスモデルの急速な発展を受け、地方公共団体に対して、総務省より今後の電子自治体推進の方向性を示したもの。

- **スマートフォン**

通常の音声通話だけでなく、パソコンと同等のウェブ閲覧機能や電子メール機能を持つ携帯電話のこと。カレンダー、住所録、メモ作成などの機能に加えて、写真撮影やビデオ再生など、様々な機能を持つ機種が存在する。

- **ソーシャルメディア**

Web 上に公開されているサービスなどの誰もが参加できるような情報通信技術を用い、ユーザーが自ら情報発信することによりコミュニケーションを抜けられるように設計されたメディアのこと。ユーザ同士のつながりを促進するしきけが用意されており、お互いの関係を視覚的に把握できるなどの特徴を持つ。

- **ビッグデータ**

情報通信の発達とともに爆発的に増大した構造化されていない莫大な量のデータのこと。様々な局面に発生した膨大なデータを分析することで様々な傾向を特定でき、病気の予防や犯罪の対策等に役立つと言われている。

- **マッシュアップ**

Web 上で提供される情報やサービスを組み合わせて新しいサービスとして作ること。あたかもひとつの Web サービスのように使用できる。元々は、2 つ以上の曲からボーカルトラックや伴奏トラックを取り出してもともとあった曲のように一つにする音楽手法のこと。

- **BCP(ピーシーピー / Business Continuity Plan)**

組織における業務継続計画。自然災害等の問題発生時に、最低限の業務を継続する、もしくは、目標復旧時間内に業務を再開できるようにする目的でつくられる管理策や計画のこと。

- **CIO(シーアイオー / Chief Information Officer)**

最高情報統括責任者。当該団体におけるすべてのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理や情報セキュリティに関する権限及び責任を有する者のこと。

- **CMS(シーエムエス / Contents Management System)**

Web コンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存、管理し、サイトを構築したり編集したりするソフトウェアのこと。

- **CSV(シーエスブイ / Comma-Separated Values)**

いくつかのフィールド（項目）をカンマ「,」で区切ったテキストデータおよびテキストファイルのこと。テキスト形式のデータを交換する際などに広く一般に利用されている汎用的なデータ記録形式。

- **ICT(アイシーティー / Information and Communication Technology)**

情報通信技術。IT（Information Technology）の情報技術に加えて「コミュニケーション」（伝達性、通信性、交信性）が表現されている点に特徴があり、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれている。

- **ICT ガバナンス**

組織体、共同体がITを導入・活用するにあたり、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とするIT活用を実現するメカニズムをその組織の中に確立すること。

- **ICT-BCP(アイシーティー・ビーシーピー / Information and Communication Technology – Business Continuity Plan)**

ICT部門の業務継続計画(BCP)のこと。全庁BCPが無い場合でも、情報システムに関するBCPが策定・運用されていれば、災害発生時にも情報システムを利用できる確率が高くなり、適切、迅速な災害対応が可能となる。

- **ICT ガバナンス(アイシーティー・ガバナンス / Information and Communication Technology Governance)**

情報通信技術(ICT)を組織体に導入する際の統制のあり方のこと。PDCAサイクルに基づくマネジメントの上位の統制を指し、EDM(Evaluation、Direction、Monitoring)という、マネジメントに対する「E(評価)」、「D(方向付け)」、「M(モニタリング)」が主たる活動内容となる。

- **LGWAN(エルジーワン / Local Government Wide Area Network)**

LGWAN（「総合行政ネットワーク」）は、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する行政専用ネットワークのこと。安全確実な電子文書交換、電子メール、情報共有及び多様な業務支援システムの共同利用を可能とする電子自治体の基盤であり、国の各府省を結ぶ「霞ヶ関WAN」とも相互接続し、インターネットを経由せずに国の府省とも機密性の高い電子メールや電子公文書を交換できる。

- **LOD(エルオーディー / Linking Open Data)**

ウェブ上でコンピュータ処理に適したデータを公開するコンセプト及び技術仕様のこと。または、Linked Open Dataともいい、オープンにデータを公開するための技術全般の総称を指したり、オープンにリンクされたデータを指したりする。

本文書内に記載された社名及び製品名は各社の商標又は登録商標です。

世田谷区情報化推進計画

計画編

(平成 26 年度～平成 35 年度)

編集・発行

世田谷区政策経営部情報政策課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27

TEL:03-5432-2057 FAX:03-5432-3061

初 版 発 行 平成 26 年 3 月 31 日



No. ***